

1 議事日程（4日目）

[平成22年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成22年9月13日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	渡邊美穂 (4)	<p>1. 五条交差点から天満宮駐車場に至る道路について 4年前に舗装工事を行った当該道路について、周辺から以前より激しい振動が起きているとの意見が出ている。抜本的な解決法について</p> <p>2. 第五次総合計画について これからの日本が抱える問題や本市独特の課題を解決しながら、為政者の独自性を出した基本構想・基本計画とは、どうあったほうがよいのか考えを伺う。</p>
2	橋本健 (7)	<p>1. 梅林アスレチックスポーツ公園について</p> <p>(1) 利用状況について 月曜日は、定休日だが、火曜日から日曜日までの団体・個人の利用状況について伺う。</p> <p>(2) 管理体制について 公園ができた当初は、多目的広場やスポーツ公園としてかなりの期待があったと思うが、現在は、放置状態の印象がぬぐいきれない。グラウンドの維持管理を含め管理棟に人員配置はしないのか伺う。</p> <p>(3) 活性化について 市民から「立派な施設なのに、このままの状態ではよいのか」という意見があった。今後管理人を置いて、しっかりした運営をしてほしいが、再生をどう考えているのか伺う。</p> <p>2. 校区自治協議会の活動について 6地区の校区自治協議会の部会や委員会組織の整備は完了したが、何事も計画よりも、いかに実践したかが重要である。今年度の各校区の活動状況と予定について伺う。</p>
3	村山弘行 (16)	<p>1. 公契約条例の制定について、検討・研究は行っているのか伺う。 公共サービス基本法の成立を踏まえ、地方公共団体での公契約条例の制定が大切と思うが、本市ではどう考えているのか伺う。</p>

		2. 本市の入札制度と、地場産業の育成へ向けての取り組みについて 何う。 本市の入札の最低価格の状況はどうなっているのか、また、地元 業者を育てるためにどのような方式をとっているのか何う。
4	小柳道枝 (10)	1. 特産物の「太宰府ブランド認定」の考えについて (1) 本市の物産品等に太宰府独自の認定マーク等を設けるため の「太宰府ブランド認定制度」を発足させる考えはないのか 何う。 (2) 太宰府ブランド創造協議会の活動内容と今後の取り組みや 方向性について何う。
5	清水章一 (13)	1. 第五次総合計画について (1) 策定までの流れについて (2) 基本構想について (3) 基本計画等について
6	福廣和美 (18)	1. 災害対策について (1) 異常気象による河川の氾濫、土砂崩れ対策について (2) ハザードマップの作成について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番 原田久美子 議員	2番 藤井雅之 議員
3番 長谷川公成 議員	4番 渡邊美穂 議員
5番 後藤邦晴 議員	7番 橋本健 議員
8番 中林宗樹 議員	9番 門田直樹 議員
10番 小柳道枝 議員	11番 安部啓治 議員
12番 大田勝義 議員	13番 清水章一 議員
14番 安部陽 議員	15番 佐伯修 議員
16番 村山弘行 議員	17番 田川武茂 議員
18番 福廣和美 議員	19番 武藤哲志 議員
20番 不老光幸 議員	

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長 井上保廣	副市長 平島鉄信
教育長 關敏治	総務部長 木村甚治
協働のまち 推進担当部長 三笠哲生	市民生活部長 和田有司
健康福祉部長 和田敏信	建設経済部長 齋藤廣之
会計管理者併 上下水道部長 宮原勝美	教育部長 山田純裕

総務課長	大 藪 勝 一	経営企画課長	今 泉 憲 治
管財課長	辻 友 治	協働のまち 推進課長	諫 山 博 美
市民課長	原 野 敏 彦	福祉課長	宮 原 仁
都市整備課長	神 原 稔	上下水道課長	松 本 芳 生
教務課長	木 村 裕 子	生涯学習課長	古 川 芳 文
文化財課長	井 上 均	監査委員事務局長	関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田 中 利 雄	議事課長	櫻 井 三 郎
書記	浅 井 武	書記	花 田 敏 浩
書記	茂 田 和 紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い、2項目質問いたします。

まず、五条交差点から天満宮大駐車場へ通じる市道についてですが、この道は約4年前に全面補修工事を行っていただき、それまで振動と騒音に悩まされていた住民から大変喜ばれました。しかし、この8月2日に開催された市長との懇談会において、再び同じ問題が発生するとの意見が出され、市はすぐに対応する方向で現在計画を進めていただいています。以前の補修工事が始まる前、私は道路周辺の住宅を拝見してきましたが、玄関のたたきにひびが入ったり、柱が傾いたり、バスが通るたびに瞬間湯沸かし器がとまってしまったり、市民の財産と生命にかかわることだと実感しました。そして、長年の住民の願いがかない、前回の全面補修に至ったわけですが、私が近隣住民の方に伺ったところによると、4年前の舗装工事からわずか半年で再び振動が起り始めたということです。通常、わずか半年でこのような事態が再発するものでしょうか。今回の補修がもし前回と同じような内容で行われれば、いたずらに補修費用がかさむだけです。

そこでお伺いしますが、この市道は大型バスが頻繁に通行するという特徴はありますが、振動の原因はそれだけではないと思います。道路補修によって振動を軽減する方法はないのでしょうか。現在計画されている補修内容は、4年前の補修とどのように違っているのか、もし違いがあれば具体的にわかりやすくお示してください。

次に、第五次総合計画についてお伺いします。

これまでの総合計画の多くは、表紙の自治体名が違うだけとか、金太郎あめなどと内容の画一化をやゆされてきました。日本におけるまちづくりを見ると、歴史ある町屋を破壊し、九州でも東北でも同じような風景ばかりが目に入ります。まちづくりの違いは、ヨーロッパの町並みと比較すると一目瞭然です。これは、戦後進められた画一化した総合計画が一つの原因にな

っているような気がします。行政の仕事すべてが大切だということは、万人が理解していることです。しかし、今後日本は人口が減少し、人類が経験したことのない少子・高齢化社会を迎え、世界規模での環境悪化が予想されています。この局面を自治体で乗り切るには、行政面での太宰府の特徴をつくり上げることが必要だと思います。そのためには、徹底的な情報公開のもと、幅広い市民の意見を聞き、総合的な視野を持って優先順位を決定しなければなりません。それが、今回の第五次総合計画の意味だと思います。

この総合計画の骨子となるのが基本構想で、本市の基本構想の中には基本理念が提案されています。企業において経営理念は、企業のあり方の根幹となります。調べてみると、多くの企業が実に高邁で揺るぎない経営理念を持っています。例えばシャープですが、一部をご紹介しますと、いたずらに規模のみを追わず、誠意と独自の技術を持って広く世界の文化と福祉に貢献する、云々となっています。その卓越した技術と社会貢献活動は、皆さんもご存じのとおりです。太宰府市内にあるイーケイジャパンは、「楽しい科学を提供する」の理念のもと、夏休みの子ども工作教室などを開催しています。三鷹市は、平和の希求、人権の尊重、自治の実現を基本理念とし、その理念に沿った施策を市民と協働で実現していくとうたっています。

今回提案されている本市の理念は、市民との協働によるまほろばの里づくりですが、協働は一つの手段ですし、まほろばの里は町全体のイメージだと思います。井上市長は、マニフェストで多くの施策の中から教育と福祉の充実を最重要課題として掲げておられます。むしろここに政治家としての信条や理念が介在すると私には思えるのですが、現在の基本理念案ではそれは全く触れられていません。市長の理念がそのまま総合計画の基本理念にはならないかもしれませんが、基本理念を策定するならば、どこかに為政者の思いが生かされてもいいと思います。

そこでまず、井上市長の行政運営の基本理念をお聞かせください。

回答は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 1件目の五条交差点から天満宮駐車場に至る道路につきましてご回答申し上げます。

この工事は、五条太宰府駅前線道路舗装工事でありまして、平成18年度と平成19年度の2カ年において五条交差点から太宰府小学校入り口交差点までの716mの区間において施工いたしました。

工事に当たりましては、騒音調査、交通量調査、CBR試験、平たん性試験等を行い、舗装の構造、舗装厚等を決定し、排水性舗装として2層に分けて舗装をしております。この排水性舗装は、表層のアスファルトに骨材の大きい材料を使用し、降雨時に路面上に降った雨が浸透し、車の通行時に路面上の雨水が飛び散らないような舗装構造になっており、通告時の騒音についても軽減する構造となっております。

しかしながら、路床及び路盤の状況は一樣ではなく、道路面のくぼみや下水道マンホール及

び上水道の仕切り弁等の付近において段差が生じており、工事完了後におきまして部分補修を行っている状況でございます。

ご質問の振動箇所につきましては、市長と語ろう未来の太宰府ふれあい懇談会において提言を受けまして、現地調査を行い、その結果、下水道マンホール及び上水道の仕切り弁の付近において段差があることを確認いたしましたので、早急に補修をする予定でございます。

補修の方法でございますが、既に排水性舗装工事を全幅員において施工しております、くぼみが顕著でない部分におきましては以前よりも振動及び騒音が軽減しており、排水性舗装工事の効果は十分に上がっているものと考えております、全面的な補修ではなく、部分的な補修を実施する計画であり、下水道マンホール及び上水道の仕切り弁等の付近を修正用のアスファルト合材によりまして段差をなくし、補修を実施いたします。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ということは、今回は前回と違って下水道マンホールの部分とかそういったところの段差を解消する部分補修を行うということなんですが、確かにこの道はですね、大型バスの通行量が多いということはあります。しかし、例えばこの市役所の前にあります県道ですね。ここは、この大型バスの通行に加えて、なおかつトラックとか乗用車の通行があるわけなんですが、このあたりの近辺の住民からそういった振動についての悩みとか、私は少なくとも受けたことがないんですね。この違いは一体何なのか。なぜあそこの住民たちだけがそういう振動を感じるのか。執行部では、この原因は一体何だとお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 道路の中にはライフライン、水道、下水道、ガス、NTT等のライフラインが入っております、その位置につきましても、道路構造によって歩道に入っている分とか、バスが通る車道の車の上にそういう専用管が入っている箇所とか、もうさまざまございまして、そこに道路の段差がつくと、やはりですね、構造的に周辺に大変ご迷惑かけているという部分が出てきますので、その都度道路管理者としましては、その辺の状況を見きわめながら修繕等を今後も行っていきたいと思っておりますし、今現在提言いただいております振動というのは、直接市民の方にもお伺いしましたが、専用の段差によってやはり当初工事をしたときよりも振動が大きくなった提言もいただいておりますので、まずはその段差をですね、改修させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 応急処置としてはその方法も一つ有効な方法かもしれませんが、例えばですね、平成20年の3月議会でこの市道におけるバスの時間帯による一方通行というのを議会においては可決をさせていただいておりますね。そして、その中で所管委員会の建設経済常任委員会は、2回継続審査として慎重に審議を行っていただいた結果、そういうふうに採択をし

いただいております。そのときの執行部の説明がですね、児童・生徒の通学時間帯はバスを西鉄太宰府駅方面に誘導することについて天満宮の了解を得ました。各旅行会社やドライバーにチラシなどを配布して、太宰府駅方面のほうに流れていっていただくよう周知を行うということを約束されています。また、議員のほうからは、まずは関係自治体と協議を行って了解をいただきなさいということを出されました。その後、私が見る限りはですね、大型バスが太宰府駅方面に出ていっているところとか見たことないんですけども、執行部は本当に天満宮や各自治会との協議、それから旅行会社、ドライバーへのチラシ配布を実施されたんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 当該路線につきましては、観光用の道路としてですね、利用いただいている反面、地元の市民の方には大変そういう安全という部分ではご迷惑かけているんですが、議員さん、今ご提言いただきました、生活道路安全確保に関する請願ということですね、平成20年3月に議会の採択されてまして、それを受けて太宰府市執行部におきましては、まず1つは道路の一方通告という部分で、バスだけ一方通告はできないかという請願、これについては、関係機関とも協議しましたが、バスだけの一方通行は非常に難しいという結論でございまして、しかし少しでもバスを誘導をするといいますか、太宰府駅のほうに誘導することによって、通学路の安全確保へのお願いということで、午後、通学の帰りですね、下校時、14時から16時にかけて、天満宮のほうと協議しますし、関係、新町、大町等の自治会とも協議しまして、そちら回っていただくというような形で、ちょっとこういうはがきなんですけど、誘導のための観光バスの運転手さんのほうにお願いして誘導していくと、こういうのを3万枚ほど配りまして、天満宮の駐車場の方から誘導していただくというような現在状況で動いているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それらが平成20年の話で、平成20年に可決されて、具体的にじゃあ何回その自治会との協議や天満宮、天満宮だけじゃないでしょうけど、大町、新町、五条、皆さん入れた自治会協議とか、じゃあチラシ配布は一体どの程度行われたのか、旅行会社に本当にそのチラシを送られたのか、そういうのを私ほとんど見たことがないんですが、何回ぐらいその協議は行われたのか、そしてチラシは一体どれぐらい、何カ所の旅行会社等に配られたんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 先ほど申しましたように、関係自治会のほうには迂回するというまずは了承といいますか、協議をさせていただきまして、旅行会社、天満宮さん、各関係機関のほうにこういうチラシをお配りして、この時間帯については迂回をしてくださいという協力依頼をですね、現在もやっていますし、今後もやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ぜひですね、1回それを検証していただきたいと思います。バスの台数、減っているか増えているかわかりませんが、来年1月1日からまた国博がゴッホ展を始めますので、前回のような阿修羅展のようなまた話になる可能性もありますし、ぜひどれぐらい、少なくとも子供たちの下校時間帯にですね、迂回しているのか、あるいはドライバーの方もですね、迂回してくださっているのか、天満宮の管理者の方たちがどれぐらいそれを勧めているのか、きちんとそれは検証していただきたいということで、最初にとにかくまず自治会のほう協議を行って了解をいただいたという話だったんですが、私の耳にはまだちょっと反対をされている方の意見も聞こえてくるんですね。したがって、その自治会長のほうからきちんと下の、下というか市民の皆様方にそれが周知が徹底しているのか、その部分も含めてまず最初に行っていただき、その後にバスの通行量がどれぐらい減ったのかということを検証していただくようお願いをいたしまして、1項目めの質問を終わります。

2項目、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私の行政運営の基本は、就任当初から、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」「市民との協働のまちづくり」を掲げております。歴代の市長あるいは議会あるいは市民の皆様方のご尽力、ご協力によりまして、太宰府市の社会資本整備は大方近隣市と肩を並べるぐらいに至ったと、このように私は思っております。したがって、私はハードよりソフトに、また教育と福祉に軸足を傾けたマニフェストを掲げまして、ふるさと太宰府の限りない発展と、「だれもが安全で安心して暮らせるまち」、あるいは「市民が元気で輝きを放つまち」をつくっていくんだという、そういった気概を持ちまして今日まで行政運営に努めているところでございます。

一方、太宰府市でございますけれども、ご承知のように千数百年という悠久の歴史が織りなしました豊かな自然と大宰府跡あるいは水城跡等の特別史跡を初めといたしまして、観世音寺、戒壇院や、あるいは太宰府天満宮などの数多くの歴史的文化遺産が市内の至るところに原風景と一体となって、そして連綿と今に引き継がれておりまして、それを次世代に伝え、守り育てていくことが私どもに課せられた使命であると、このように考えております。

そういった考え方を行政運営の底流としておりますことから、第五次総合計画案におきましては、市民との協働によるまほろばの里づくり、すなわち市民が安全に安心して暮らせることができるまちづくりと、市民の誇りでございます太宰府市固有の歴史、文化や、豊かな自然を守り育てるまちづくりを市民と行政が協力しながら進めていくことを理念あるいは各施策に共通する考え方として提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今の市長のお考えは、ハードからソフトに移行するに当たって温かいぬくもりの気持ちを持って市民とともにまちをつくり上げていきたいと、こういうふうな内容でお話をしていただいたと思うんですけども、今この基本構想案に掲げられている10年後の将来像、確かに今おっしゃったように、次世代へ今の太宰府の原風景をつないでいくという内容だったんですが、これは言葉で10年後の将来像として「歴史とみどり豊かな文化のまち」というふうになってますが、これはですね、第二次総合計画から30年間変わってません。つまり、これは太宰府が、今市長がおっしゃったように営々として守り育てていくものであって、その姿勢は既に市民憲章の中でうたわれています。ですから、わずか10年後の将来像ではないと私は思います。将来像は、今ないもの、あるいは不十分なものを補った未来の希望の姿だと私は思います。つまり、今市民が望むこと、つまり今不十分なもの、これは市民意識調査では、安心・安全、福祉及び子育て施策の充実、良好な環境づくりが上位を占めています。これらの今の市民が望む生活環境の実現と、今市長がおっしゃった行政理念、そしてそのほかの行政の職員の皆様が持ってらっしゃる理念、その中を全部を融合した中に10年後の将来像、これは本当に近い未来ですから、10年後の本市の将来像があるように思います。今回のこの将来像については、パブコメをとられた中でもほとんど反対する意見が多かったんですが、その後庁内ですら、一体どのような議論が行われて、このように変更されずに今の案のまま持ってこられたのか、その議論の過程を教えてください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 将来像、理念、非常に概念のですね、ところのご質問でございます。将来像については、今おっしゃいますように第二次から太宰府市は変えてきておりません。この「歴史とみどり豊かな文化のまち」というのは、私たちの太宰府が将来としてもう定めて、まず変わらないというところでこれまでとらえてきております。今、議員さんご質問の福祉、安心・安全といいますような理念といいますか、そのような一つの信念や理想のようなものの具体化した形というものをひとつ私どももそれを、今、市長が言いました市民との協働による「まほろばの里づくり」としてあらわしております。これを、例えばよその市とですね、ちょっと見比べておりましたが、よその市は理念という言葉は使わずに、サブテーマというような形で協働でありますとか、ともにつくるとか、共生、環境とかですね、そのような文言をいろいろ並べてきております。だから、組み立て方がちょっと若干、よその市と太宰府の場合が違うといえば違うということになっておりますけれども、この歴史と緑豊かな文化の町ということは、むしろ10年、20年で変わらないからこそ守って、私どもが目指していかなければならないというところで、これまで庁舎内のずっとした議論の中でも、庁舎の中ではここを目指して努力していこうということで意思は統一してきております。そこに向かって、今おっしゃいました理念に相当するですね、信条でありますとか、理想像、姿というものを理念として持っていく、あるいはサブテーマとしても持ってきていいのではないかとというふうに考えておられて、今その辺含めて審議会のほうで議論をいただいておりますという状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ここは議論が並行するところかもしれませんが、今言いましたように、もう市民憲章の中で太宰府市はこういう姿勢でやっていきますよということはもうたわれているわけですね。したがって、それをあえてまた将来像でうたい込む必要はあるのか。それよりも、今市民が不安に抱えている課題を克服した形をイメージした10年後の将来像をきちんと出してくるのか。これは、どちらかがいいのかというのは、やはりきちんと議論をする必要はあると思います。それから、経営基盤の一つは財政なんですけれども、太宰府市の収入の大部分は市税に頼っているわけです。つまり、市の人口や高齢化率というのは財政面において非常に大切なファクターになってます。第五次総合計画では、コーホート要因法を使った人口推計で、10年後には7万2,000人というふうになってます。第四次総合計画では、今年度7万2,000人の予想でした。しかし、現実にはそれより約2,500人少ないという実態になっているんですが、この経営基盤である人口が目標に達しないと判断した時点、あるいは平成15年の大災害と三位一体改革の影響で実施計画が立てられない状況に陥ったわけですが、なぜこのときに総合計画の見直しを行わなかったのでしょうか。見直しを行っている自治体もたくさんあるわけなんですけど、今後ですね、過去のことを言ってももう仕方ないので、今後このような事態に陥った場合、見直しを行いますでしょうか。それから、もし見直しを行うのであればですね、今、本計画の議論を進めている審議会を含めて、市民とどのような形で協働して見直しを行うべきだというふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 平成15年の災害、あのときは本当にもう大災害でございましたので、そういう計画を、総合計画をさわるというところまでは庁舎の中で余裕はございませんでした。そういう経験を踏まえまして、今回総合計画第五次を策定しておるところでございます。今回は総合計画、そして基本計画、そして実施計画までを一連で流れるようなところにつくっていかうということで、現在準備を進めております。例えば、今おっしゃいました災害というようなことになれば、まず真っ先に取り組むのが実施計画の見直しになるだろうと思います。そして、それでも将来がもうどうなるかわからんということになれば、この将来像まで含んでですね、総合計画という流れの中になるのじゃないかなというふうにご考えております。

それと、この一つの総合計画、大きな流れの中でいっておりますので、そのとき、そのときの状況で、これがむしろ変化、影響を受けるのではなくて、むしろこれを守るための努力ということも必要になるのではないかなというふうにご考えておりますので、今後、今回の総合計画第五次を作成していく中のノウハウを蓄積いたしまして、市民等の声を聞いて努力をしていきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それでは、見直しを行わないでいいような総合計画をつくると。でも、万が一そういう事態に陥った場合には、市民の意見を聞いて、その時点でちょっと対応を考え

たいという、そのようなご意見でよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） はい、一応そういうことで考えております。この総合計画は10年スパンで、大体前期が5年という形でいっております。その5年についても、じゃあ市長のマニフェスト関係、公職の選挙の関係で、そのスパンについてもどうかという議論もございます。しかし、この総合計画は、マニフェストに左右されるものではないというふうに考えております。だからこそ、一時期の災害がありますとか、何があるかわかりません。好不況の景気にも左右されるかと思えます。そういうところで、影響を受けるときには、その範囲の中でですね、この総合計画をどう考えていくかは庁舎内の中で議論をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それでは、今回基本計画と実施計画を連動してというふうに先ほどおっしゃったその基本計画についてなんですけども、これもたくさんちょっと疑問があります。その中で、市の根幹になる部分で1つお伺いしますが、例えばですね、子育て支援の推進の成果指標の中になぜ出生率の目標設定がないのか。子育て支援を充実させて、本市の財政基盤である人口増加と、それから高齢化率の低下につなげるためにも、能動的にですね、出生率を向上させようという市のビジョンはないのでしょうか、まず、これが1点。

次にですね、施策に該当する市民の意見が課題に反映されているんだろうかということです。例えば、障害福祉というのがあるんですが、これは障害福祉でいいのかどうか。障害児者とか、そういう文言ではないのかという疑問もちょっとあるんですが、障害福祉の推進ですが、ここではですね、就労の確保というのが課題として書かれています。そして、障害を持つ多くの方が、最もそれを望まれているという現状があります。そして、それに取り組むともここには書いてあります。しかし、成果指標には、それに関連するものが全くあらわれてません。これは一体なぜなのでしょう。

それから次に、高齢者福祉のところなんですけど、ここではですね、在宅で介護しているご家族については一言も触れられていないんですね。特に認知症とか寝たきりの高齢者に関する施策については、介護するご家族のご意見とか、あるいはご家族の実態、これも大変に重要なものだと思います。今ちょっと簡単に二つ、三つ例を挙げただけなんですけど、基本計画では、まず市がですね、問題点、課題点に着眼しているかどうかということが問われると思います。市からの直接的働きかけがない限り、パブコメが実施されていることも知らないという市民が多いという現状は、執行部のほうでももう把握されていると思います。したがって、素案策定に当たって対象の、この施策の対象ですね、少なくとも施策の対象となる市民の方々から直接ご意見を聞き取って、それを議論されたという経過はありますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今、一つの基本計画に基づきます成果指標のあり方ということでご質問

いただきました。

現在、総合計画審議会のほうで、今おっしゃいましたように指標のとり方ですね、ねらいと
いうところを議論いただいております。私どもがなるほどと思うような意見もたくさんいただ
いております。今回、このパブリックコメントをいただく前の指標については、それぞれ原課
の職場のほうで、各課のほうでとらえてきた成果指標というのを議論して今回市民意識調査と
して盛り込んできております。そういう中で、すべてにおいて今言われましたようなことがと
られているかということになると、そういう意見も出てくると思います。足りないということ
も出てくるかと思えます。今回、審議会の中でもいろんな意見を、いろんな項目もご指摘ある
いはサジェスチョンをいただいておりますので、そういうのを含めてですね、この成果指標に
ついては、定点観測といいますか、毎年毎年やっついこうと思えます。そういう中で、皆さん
方の意見を取り入れて、今後よりよい成果指標、そして私どもがきちんと市民の姿を見るとい
う形にですね、持っていきたいと考えておるところです。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ごめんなさい。言葉の揚げ足をとるようで申しわけないんですけど、
今、皆さんのご意見を取り入れて成果指標をというふうにおっしゃったんですが、その皆さん
というのは審議会の皆さんのご意見を取り入れてということですか。今回の今、策定はもう
12月ですから、それまでに取り入れるといたら、審議会の皆さんのご意見を取り入れるとい
うこと。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今回の成果指標については、もう既に市民意識調査を済んでおります。
今後私どもが成果指標、今言いましたように定点観測で毎年毎年やっついこうと思っておりま
すので、その中で例えば今回いただいた審議会での意見等もですね、庁舎内の中で論議をし
て、そして次の市民意識調査の中に項目として反映していきたいというふうにご考えておると
ころです。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） じゃあ、先ほど私、ちょっと二、三点聞きましたけども、出生率を向上
させるというふうな市のビジョンはないのか。それから、その施策の対象になる方々が最も課
題だというふうに思われている点、これが本当に拾い上げられているのか。審議会の中でもち
ろん議論は行われてますけれども、審議員の方にしても自分をご存じない分野については意見
は出せないわけですね。ですから、いろんな分野からもちろん集まってこられていると思
いますが、その施策に直接対象でない、対象の人が全員来ているということではないと思
います。したがって、本当にその課題が拾い切れているのかどうかという検証は、これはもう総合
計画の中には、要するに含まれない、もう今見落としていたら含まれないということになっ
ちゃうわけですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 例えば、今言われました出生率ということであっても、この言葉の中で出生率という言葉は出てまいりません。しかし、子育て支援という形の中で、現実には待機児童の解消でありますとかいろいろ取り組んできております。その行政的な取り組みの向こうにですね、子育てをしやすいという、そして出生率というところにも反映していくようなことで私どもはとらえております。だから、言葉として一つ一つ、小さな、皆さん方のおっしゃる課題がすべて網羅されておるものではございませんけれども、これを一つの基本計画として行っていく中で、あと実施事業とか、あと予算をつけていろいろしていく中でですね、そのようなものに反映していくというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ただ、私たちが見た範囲というか、感じることはですね、以前私質問したときもおっしゃったんですが、この総合計画の成果指標がそのまま実施計画の成果指標になるんだというご回答をいただいています。したがって、この総合計画の成果指標に描かれていなければですね、取り組みが甘くなるんじゃないんだろうとか、実際に具体的にそのことについてきちんと取り組まれるんだろうかという不安があるんですね。今、成果指標については審議会の中でいろいろ議論が行われているところだとは思いますが、例えば防災の面とか、実際にその防災の立場で働いていらっしゃる方々のご意見を聞くことによって、市の職員の中では気がつかなかった点が出てくるかもしれない。高齢者の問題もそうです。例えば、施設で働いていらっしゃるヘルパーの方とか、あるいはケアマネの方とか、そういった現場の方々のご意見を聞くことで、全然違う課題が見えてくるかもしれない。本当はそれが緊急性があるのかもしれない。そういう課題は、取り残される可能性があるんですよ。そのときには実施計画にその時点であえて盛り込んでいくという考え方になるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 基本的にこの基本構想があって、基本計画があって、実施計画にいきます。実施計画も1年ごとにころころ変わるような計画ではなくてですね、ある程度のスパンの中で長期的な視野に立って予算づけしていき、優先順位をつけようというような形になるというふうに考えております。そして、今言われました新たな課題あるいは緊急に必要なものになれば、それは実施計画に入ってくるか、あるいは毎年度の予算編成の中で取り入れていく。もう一遍決まったものは一切変えないということではございません。毎年毎年、私ども予算編成の中で、この事務事業はどれに基づいてなされているのかということバックグラウンドをつけてこれからすべて関連づけてやっていこうと思っておりますので、その中で直接市民と向かい合っておる原課の職員のほうがですね、その辺を意見を聞いたり、直接疑問として考えておることを予算として上げてくるというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これも、ちょっと議論が平行線になるのかもしれませんが、私はやはり総合計画は市民のものだというふうに思うんですね。市民のものである総合計画をつくると

きに、少なくともその施策の対象になる市民をその施策の中で一緒に議論をしていく。そうすると、その市民の中からいろんな課題が出てくる。行政としては、その課題をすべて解決するわけにはいかない。だから、じゃあどういふふうに解決をしていこうかということをも市民と一緒に考えてみる。そして、それは行政の判断があつて、優先順位がそこで当然出てきます。じゃあ、なぜその優先順位が下がっていくのかということも、きちんと執行部側が市民に説明をしなければいけない。そういう過程を経て、そして総合計画がある程度でき上がってくれば、その課題の見落としとか、本当に市民に聞いていけばすぐわかつた課題なのに、それがなかつたために見落とされている課題とか、そういったことはないと思います。つまり、ここでざくばらんな今のやり方で行われているやり方ですとですね、やはり課題の漏れというのがあるような気が私はいたします。市長も市民との協働のまちづくりというのをおっしゃっておられますが、今言ったように、市民と一緒に課題をあぶり出し、どういふ優先順位を市がどういふ考えを持って決めたのかということをも市民とお互いに了解をし合いながら、その中でじゃあ市民ができることはここ、行政ができることはここ、じゃあ市民ができることは市民と一緒にやって実施計画を立てて市民にやっていただく。これが、私は協働の姿だといふふうに思っているんですね。でも、今の段階ではですね、要するにぱっと市がやることを羅列した総合計画を審議会の中に諮って、さっき申し上げたように、委員さんにご存じない分野については意見が出せない。さっき言ったように、本当はその施策対象の市民がいればすぐに出てきた課題が取り残されてしまつて、後で問題となつて出てくる。職員を割いてその問題解決に当たる時間がないから、じゃあそこは市民にやってくださいと、これが協働ですといふふうにおっしゃっているように私には思えます。

だから、市長も現場主義掲げてらっしゃいますけども、いろんな課題や回答は市民の中にあると思います。ですから、市民と一緒にやつて考えていく、このことがやはり一番、最初は時間かかるかもしれませんが、一番効果的な、効率的なやり方ではないかといふふうに思います。ですから、今後ですね、見直しをできるだけしないようにということでしたけれども、ゼロベースで市民がきちんと参加ができて、そして執行部のほうも市民からご意見を聞くのではなくて、市の職員と市民がともに議論を闘わせる、一緒に議論を闘うような土壌をつくつて、こういった計画をつくつていただくように、これはもうここまで進んでしまつた以上お願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

1項目めは、梅林アスレチックスポーツ公園についての質問です。

梅林アスレチックスポーツ公園は、7年の歳月を経て、事業費約19億3,000万円をかけてつ

くられ、平成7年4月1日に開園されました。当時のパンフレットには、まほろばの里づくりの理念に基づき、緑の創造、潤いとゆとりの創造をテーマとして、福岡県都市圏の皆さんが太宰府市の歴史や自然に親しみながら、遊び、憩い、スポーツを通して大人から子供までが楽しく集える場として整備したとうたっています。主な施設として、多目的広場兼400m陸上トラック、ジョギングコース、コンサート広場などがあり、散策路を上っていくと、子供たちが元気いっぱい楽しめるアスレチック施設、そしてのり面には梅が描かれた壁画と4カ所のあずまやは落ちつきを漂わせ、周囲の木々は四季折々の風情を満喫させてくれるすばらしいスポーツ公園ではないかと思っております。

ところが、平成18年4月、指定管理者制度導入とともに、市内の各公共施設は管理者がかわり、梅林アスレチックは市の直営となって現在に至っております。直営になる前は、文化スポーツ振興財団の嘱託職員の方により、行き届いた管理のもと、安心感があったわけですが、経費節減のためとはいえ、管理棟は閉鎖され、トイレや水道や体育倉庫など使用できない状態になっていて、不愉快という声も上がっております。また、グラウンドの芝生は手入れが滞りがちで、雑草が芝に勝って土が盛り上がった荒れた状態であり、他市を交えたサッカーやラグビー大会、それにグラウンドゴルフ大会など、胸を張って他市のチームを招聘することができません。盛んな交流試合によって親睦を深め、競技においては互いに切磋琢磨して刺激し合い、技術向上につながり、施設も頻繁に利用され、活性化していくはずですが、スポーツを愛する市民の方々からも、梅林アスレチック公園は水道も使えずどうなっているのか、市は何を考えているのかなどの指摘を受けました。スポーツ振興基本計画が策定され、3月議会においては市長より、スポーツ活動に親しみ参加できるような環境整備を図り、より一層のスポーツの振興に取り組んでいきたいというご回答をいただいております。

そこで、次の3点について質問させていただきます。

1点目は、梅林アスレチックスポーツ公園の利用状況についての質問です。月曜日は定休日ですが、火曜日から日曜までの団体、個人の利用状況についてお聞かせください。

2点目は、梅林アスレチックスポーツ公園の管理体制についての質問ですが、公園ができた当初は多目的広場の利用やアスレチックも含め、スポーツ公園としてかなりの期待があったと思いますが、現在は放置状態の印象がぬぐい切れません。グラウンドの維持管理も含め、管理棟には人を配置しないのかどうかお尋ねいたします。

3点目は、梅林アスレチックスポーツ公園の活性化についての質問です。先ほども指摘を受けたことを述べましたが、市民の方から、立派な施設なのにこのままの状態ではよいのかというご意見をいただきました。今後、管理人を置いてしっかりした運営をしてほしいと思いますが、運動公園の再生をどう考えておられるのか、明確なご答弁をお願いしたいと存じます。

2項目めは、校区自治協議会の活動についての質問です。

校区自治協議会が発足して本年度で2年目を迎えました。既に、昨年度6地区の校区自治協議会の部会及び委員会組織は立ち上がり、完了した旨、昨年的一般質問にてご回答をいただき

ました。

さて、体育の日が近づいてまいりました。この行事は、校区自治協議会の地域コミュニティの一環として組み込まれ、実施されるようですが、そのほか、今年度新たにどういった事業が行われるのか。何事も計画より、いかに実行に移し、実践するかが重要であります。今年度の各校区自治協議会の活動状況と今後の予定についてお聞かせください。

以上、2項目につきまして件名ごとのご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 市長答弁ということでございますが、私のほうから1項目めの利用状況について回答をさせていただきます。

梅林アスレチックスポーツ公園は、平成7年4月の開園以来、多くの人に利用されてきました。平成21年度の利用者についてでございますが、まず、個人での利用は、事前の届け出や申請などは必要なく、散歩やランニング、家族連れやグループなど多くの方々に自由に利用していただいております。利用者の数までは把握をいたしておりません。団体利用につきましては、スポーツの練習や大会、レクリエーション活動、遠足、グラウンドゴルフなどの利用として多目的広場で11団体、件数では260件、利用者数は1万5,519人でございます。また、レクリエーション活動や遠足などの利用でアスレチック広場が12団体、件数で16件、利用人数は2,609人でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 2項目めの公園の管理体制につきましてご回答申し上げます。

梅林アスレチックスポーツ公園が開設された当初は、管理棟に人員を配置してスポーツ公園として管理棟とグラウンド等の維持管理をしておりましたが、平成18年度より経費節減などの理由から一般公園として対応するようにいたしました。

現在は、公園に管理人は配置しておりませんが、公園を定期的に利用されている1つの団体に管理棟の使用許可をし、管理棟周辺の清掃をしていただいております。またグラウンドにつきましては、太宰府市のサッカー協会やラグビー協会に部分的な管理をお願いしており、今後も継続してまいりたいというふうを考えております。

次に、3項目めの梅林アスレチックスポーツ公園の活性化につきまして回答いたします。

公園の施設等につきましては、今後もアスレチック広場の老朽化した遊具等の更新や一般公園化しております多目的広場の草刈り等の維持管理を適切に行い、これから先の公園利用者の増加につなげていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） まず、利用状況についてのご答弁いただきましたので、そこから順を追

って再質問させていただきたいと思います。

平成21年度、梅林アスレチックスポーツ公園のほうが12団体ということでございましたね。それから、体育施設の関係は260件の1万5,519人が利用されているというご回答いただきました。

定期団体じゃなくて任意の団体、個人ですね、任意団体といいますか、体育協会参加じゃない団体さんが申請されたときの対応、これはどういうふうにされてますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 任意の団体と申しますか、体育協会、それからいろいろ学校の活動ですね、そういったもの以外はございません。利用はございません。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 実は、太宰府よか倶楽部グラウンドゴルフ教室ということで、私たちの、私も関係しておりますけれども、そちらを使わせていただいております。それから、太宰府よか倶楽部以外、それから体協以外の、同じような質問になりますけれども、利用ができないということで不満なんかは出てませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 現在のところ、開園以来、そのような運営でやっております、不満等は聞いておりません。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ここに策定されました太宰府市スポーツ振興計画基本計画がございますけれども、この中にはですね、地域スポーツ、それから競技スポーツ、青少年スポーツの3つの領域の現状を改善し、5段階の施策維持を図っていくと書かれてあります。その中の第4段階の環境づくりにですね、公共スポーツ施設及び設備用具などの整備充実など、だれもが楽しく快適にスポーツ活動を行っていくと述べられていますが、現在の梅林アスレチックスポーツ公園を見た場合、その役割を十分果たしていないと思うんですね。市民のだれもが健康づくりや競技力アップのために利用できる環境をできるだけ早急につくっていただければなというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 梅林アスレチックスポーツ公園の維持管理につきましては、都市整備のほうで行わせていただいております。ご提言いただきました管理棟の管理、あるいは芝の管理等につきましては、十分じゃない部分はあるかと思いますが、市民の方の関係スポーツ団体等の協力をいただきながらですね、現在も維持管理に努めております。

なお、今後市民の方が利用しやすいような形での維持管理には、今後もより利用しやすいような施設の維持管理には努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） あと、スポーツだけじゃなくてですね、非常に梅林アスレチックスポー

ツ公園は見晴らしがすばらしくてですね、先ほどもレクリエーションとか遠足の利用があるんだというご回答でしたけれども、小高いところに位置してまして、環境的にはですね、緑が多くて大変いいところだと私は思っておりますが、スポーツだけでなく、散策、それから遠足などの利用も先ほどあるというふうにお聞きしました。これは、1年を通してどれぐらいの、桜の花が咲く時期だけ集中するのか、それとも年間通してどれぐらい利用状況があるのか、わかりましたら教えてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今、議員さんおっしゃいましたように、すばらしい環境の中で建っておりますし、空気もおいしいと、それから幅広くいろんな形で利用していただいておりますが、先ほど申し上げましたように、申し込み以外の公園と、一般公園ということでオープンしておりますので、先ほど申し上げました利用者以外の数というのは、ちょっと把握できておりません。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。

あと、散策道を上っていきますと、アスレチック、それから滑り台ですか、それから木製の遊技なんかがありますね。ここは、もうちょっと子供たちの利用が少ないんじゃないかなというふうに思っているんですが、子供たちが楽しめる、せっかくの遊技場をつくってあるわけですが、この安全点検、これについては、どの程度の周期で実施されているのかお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 梅林アスレチックスポーツ公園、土曜、日曜、多くの幼稚園の遠足とかですね、多くの方に現在利用をいただいております。

なお、安全点検につきましては、年1回ですね、施設の安全点検という形で実施をいたしておりますし、また職員が現地等に赴きまして施設の関係の確認をしているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 事故なんかも新聞等によその事件、耳にしたり見たりするわけですが、やはり綱の老朽化とかですね、施設の老朽化、これ、1年に1回じゃちょっと少ないような気がするんですが、予算的にはこれが精いっぱいということなんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 各施設のさびがして、やはり遊具が転倒するとかという部分の点検、あるいはロープの点検、年に1回はですね、そういう正式な法定的な点検という形で行って、かつ職員も随時関係公園に出向いたときには、そういう目でですね、確認をさせていただくという形で、今後も安全管理に努めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 事故が一番心配ですのでね、事故がないようにしていただければ結構ですから、しっかり点検を行っていただきたいと存じます。

それから、梅林アスレチックスポーツ公園は周囲がやっぱりたくさんの木々で囲まれてます。こういった木々の手入れについてちょっとお尋ねしたいんですが、新鮮な空気を吸ってですね、景色の観賞に訪れる方もあると思うんですね。それで、公園の樹木、この辺の手入れ、樹木の伐採やのり面の草刈りなどの作業、こういったものは年何回実施されて、費用がどれくらいかかっているのか教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 樹木の剪定やのり面の草刈りにつきましては、年に1回行っております。また、散策路沿いの樹木の伐採につきましては、成長に伴いまして随時行っているというのが実情でございます。

なお、これらの年間の経費につきましては、約350万円かかっております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、わかりました。年1回で350万円ということですが、次にですね、その管理体制。やっぱり管理棟に人がいないというのは、何か寂しい感じがするんですね。市がちゃんと管理されているかどうかというのは、やっぱり見た目です、どうしても市民というのは判断してしまいますので、その辺のちょっと質問をさせていただきたいと思えます。

管理人の人の配置はしないということでもございました。ある団体に今貸して管理を行ってもらっているということでもございましたけども、このある団体というのはどこのことでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 管理棟の管理につきましては、サッカークラブの1団体に有料で貸し付けているという状況でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） サッカークラブですね。サッカーの団体。一番私が気になるのが、多目的の広場の芝なんですね、芝。これが、もうちょっとやっぱり雑草が約8割でしょうか。非常に土が盛り上がってましてね、サッカーなんかにはそんな支障はないかもわかりませんが、サッカーとかラグビーですね。この辺の雑草とか芝の手入れ、これは現在どのようにされているんでしょう。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） この芝の管理につきましては、公園を利用いただいている団体の方で随時維持管理をしていただいているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 要するに、その利用団体、サッカーとかラグビーとかグラウンドゴルフの方、こういった利用団体が思い思いに手入れをしているということでございますね。していただいていると。

それからあと、400mの競技場、これもやっぱりちょっと手入れをしていただければなというふうに考えているんですが、この辺の周辺の草取りはどういうふうにされているんでしょう。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 植樹帯の草取りにつきましては年2回行っておりますし、草刈り、このスポーツ公園全体の草刈りについては年1回実施いたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 副市長、追加ありますか。

○副市長（平島鉄信） ちょっと補足説明させていただきます。

平成7年にこの梅林アスレチックスポーツ公園ができました趣旨につきましては、野球場あるいはソフトボールをする球技場等でございまして、その当時不足しておりますのは、広く面積が要るサッカー場ですね、それからラグビー場がやはり需要がかなりあるのではないかとということで、そういう要望も受けまして当初そういうものができるものを中心につくり上げております。それで、そうしますと、サッカー、ラグビーというのは1面を全部きれいに整備して貸し出すわけです。ちょうどできましたときに、今のアビスパの前身でありますクラブがですね、非常にきれいな球技場ということで練習に1週間ほどお借りになりました。そういうことで使っておりました。非常に芝生の管理についてもお金がかかりますし、その管理人についてもやはりきちんと使えるように管理人を置いておりました。1,000万円近くぐらいの年間の経費が管理人だけでもかかっておりました。しかし、収入となりますと、やはりそんなに多くなくて、年間50万円ぐらいでした。そんなに数も多くないというふうな状況でございまして、やはりこれはもう専用のサッカー場、ラグビー場で貸すよりも市民の要望が強いソフトボールあるいは野球ができるような多目的な広場にしたいほうがより市民のためになるのではないかとこの形で開放をいたしております。しかし、ソフトボールをするとなると、やはり内野あるいは走るところはどうしても芝がはげてしまいます。そうすると、今度はサッカーがなかなかできないというような形になります。当時考えましたのは、そうすると少し土をやわらかくして芝生を全部抜けたほうがいいのではないかと、そういう議論までしたわけでございます。そうすると、サッカーも野球もソフトもできるのではないかなというようなことにいたしておりました、その時点で平成18年に判断をいたしまして、これは公園化して多目的広場で自由に使っていただく、そのほうが利用があるし、需要があるのではないかと、市民のためにもなるのではないかと。現実にあそこに朝行きますと、散歩をされたり、あるいは今は何というんです

か、ゲートボールじゃなかった……。

(「グラウンドゴルフ」と呼ぶ者あり)

○副市長(平島鉄信) あっ、グラウンドゴルフなんかですね、自由に使っております。本当は北谷にきれいなグラウンドゴルフ場はあるんですけども、あそこに行きますとやはり有料でということなんで、こちらで何か毎日何団体かしてあるようです。そういうような使い勝手がいいように使っていただくという形にいたしておまして、そこそこにお金を取らないで、公園化で最低限の草刈り、あるいは使えるような状態に持っていこう形でございます。当時は、災害が起きましてお金も非常に逼迫しておりましたので、そういうふうにお金がかからなくて市民に使えるものは何なのかという形で現在の状況になっております。今のところ、現在の状況も少し使用状況を見守りながら最低限の整備をしていきたいなというふうに考えておまして、またもとに戻してきれいにやろうじゃないかというふうになると、きれいなサッカー場みたいな芝を、雑草がないような手入れをしなきゃなりません。そうすると、相当のお金がかかるし、しかしそれだけの需要が本当はないというようなことがございます。その状況は、非常にサッカーが盛んになってきてまして、非常にそういうような使い勝手があるというような形になれば、その時点でまた使用目的を変更してもいいんじゃないかというふうに、そういう状況でございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。

○7番(橋本 健議員) 公園化して一般開放、自由にいろんな方に使っていただくというのが今お考え述べられましたけれども、後でですね、芝生の整備については、私のほうからまた提案をさせていただきたいと思うんですが、その前にちょっと歴史スポーツ公園が使用料が200円なんですね、多目的グラウンドがね。梅林アスレチックスポーツ公園になりますと2,000円なんですよ。10倍。この差は一体何だろうかなというふうにちょっと単純に思ったんですが、どんなでしょうかね。2,000円って極端に高いんですね。

○議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(山田純裕) 梅林アスレチックスポーツ公園は、本市で初めて本格的な芝を張りまして、400mのトラックを兼ね備えた多目的広場を持つ公園としてオープンしております。芝生の手入れ、それから小まめに手入れ、いろいろなことで良好な状態を保っていくために、近隣市の使用料なども参考にしながら現在の使用料を設定しております。

ちなみに、大野城市の多目的グラウンドは2,000円弱というようなことでございます。

○議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。

○7番(橋本 健議員) わかりました。料金のことは余り触れたくはなかったんですけども、前回初日にですね、長谷川議員のほうから芝の問題については質問がございました。私、やっぱり芝生については全くの素人でありますので、どのように扱ったらいいか正直言ってわかりませんが、手入れが大変で維持管理費も高くつく。この全面芝をなくしてしまったほうがいいのかですね、それともサッカーやラグビーにはけが防止のために芝生がいいだろう

うか。一般的開放に使うとおっしゃっていたんでこのままされるのかですね、その辺ですけれども、現在の雑草まじりの芝生をこれからどのように管理していかれるのか。例えば、何か19日に障害者のグラウンドゴルフ大会が入っているらしいんですが、そういったときにどのように対応されるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 芝の管理につきましては、各利用者、利用団体の協力をいただきながら、市のできる範囲、当然市の公園でございますので、管理していきたいというふうに考えております。

ご質問の障害者の運動大会という形で計画してありますので、先週この芝の整備をさせていただいて、今日片づける段取りになっているという状況です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 太宰府よか倶楽部もですね、またグラウンドゴルフ大会を来月に開催させていただくんですが、その前にちょうど芝を手入れしていただくんで非常に助かります。フィールドの芝ですけれどもね、その7,900㎡ありますけれども、これを全面的に張りかえるとなると費用はどれぐらいかかるんでしょうか、その。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 芝の程度にもよると思いますが、概算2,000万円という算出をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 2,000万円という本当に大きな額ですけども、これはやっぱりはいでから芝を植えるまでの費用でございますね、要するに。芝だけ取りつける費用が2,000万円じゃなくて、全費用が2,000万円ですか、総費用。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 現在の芝をはいで、改めて張る場合の金額ということで算出しております、下の路盤といいますか、路盤の排水等については今回この中には含めていないという部分でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） そこで、ちょっと提案なんですけどね、2,000万円という高額な費用がかかるということなんで、本市の財政状況もまだまだ厳しいでしょうけれども、平成21年度の決算は初日に報告をいただきました。経常収支も改善され、上向きであります。しかし、梅林アスレチックスポーツ公園、これ、冒頭で述べましたように19億3,000万円かけてつくられた立派な施設なんですよね。やはりその公園の改修及び整備を市単独でやってください、こういうふうをお願いしているわけではないんです。t o t oのスポーツ振興くじというのがあります、これ、助成いただけるんですね、申請すれば。t o t o振興くじ助成申請を検討されたら

いかがでしょうかという提案でございます。グラウンド芝生化事業と。それから、夜間照明取り付け可能なスポーツ施設事業のもございますので、この辺ご検討いただくお考えはないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 当該施設は、多目的広場という形ですね、現在も使っていただいておりますし、今後もこのような形で使っていきたいというふうに考えておりますが、市内でも少ない芝のグラウンドという部分もありますし、ドクターヘリの基地としても活用いただいておりますという状況で、芝の管理につきましては、今後市民の方が利用しやすいような形で市としては管理に努めていきたい。そのための補助事業といいますか、助成事業については十分調査研究させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ調査研究していただきたいと思うんですね。今年の例で申し上げますとですね、大阪府堺市、ここは大規模改修ですね、3事業の申請をされているんですが、天然芝、それから別の場所の人工芝生化、それから夜間照明の取り付け費で約9,000万円、これ出ているんですよ、t o t oから。それから、静岡県の静岡中央高等学校、ここはグラウンド芝生化事業で2,250万円の助成が出て、目的が達成されております。このようにいろんな団体、スポーツ関係の団体、もちろん総合型地域スポーツクラブの団体、これがもうスポーツ事業とか、基盤強化事業とか、いろいろございます、事業がね。いろんな申請をされて、たくさん施設の助成を受け、そしてスポーツの活性化に努めております。ぜひですね、この梅林アスレチックスポーツ公園も芝生化事業がございますので、t o t oの振興くじ、この研究をぜひね、していただきたいというふうにつけ加えておきたいと思います。

それから、最後になりますけども、市長にお尋ねしたいと存じます。

自治省のまちづくり事業の採択を受けての事業等へ、先ほど申しましたように19億3,000万円の多額な投資で整備された梅林アスレチックスポーツ公園、本当にこのままの状態がいいのかどうか。行政だけで考えるのではなくてですね、一度やっぱり利用頻度の高いサッカーやラグビーの関係者の方と一緒に考えてみるとか、それから、あるいは体育協会を筆頭にしましてね、利用団体の代表者あるいはもちろん生涯学習課、担当課も入っていただきまして、再生検討委員会と、梅林アスレチックスポーツ公園再生検討委員会、仮にこういったものを立ち上げていただいて、先ほど申しましたt o t oの助成について、本腰を入れて再生話に熱を入れていただきたいというふうに思いますけれども、市長のご見解をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今日までの経過については副市長のほうから詳細に述べました。私は市民の健康増進等々については、あらゆる手段を講じて行う必要があるというふうに思っております。その一つがスポーツであろうというふうに思っております。公園化はいたしておりますけ

れども、今の社会状況の変化に応じた形が必要になってきました状況等踏まえまして、市民の意見あるいは議会の皆さん方の意見等々も聞きながら、よりよい姿に変貌といたしましょうかね、時の要請に応じた形で行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

先ほども申しましたこのスポーツ振興基本計画ですか、ここにやはり生き生きとしたスポーツライフの創造と、これを理念として策定されておりますが、事業、意識、組織の三改革の施策推進上の考え方も示されております。子供から高齢者までがスポーツに親しみ、地域の一体感を高める地域スポーツや心と体の健全な育成を図る青少年スポーツ、さらに競技スポーツの普及に力を注ぎ、私は日本一を目指したスポーツ振興に全力を尽くしていただきますよう強くお願いをしまして、この質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後11時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 校区自治協議会の活動についてご回答申し上げます。

平成21年4月に新しい自治会制度に移行いたしまして、同年11月末までに全校区、校区自治協議会が設立をされました。昨年度は、校区自治協議会の設立でありますとか、あるいは全体組織でございます自治協議会の設立など、地域住民の皆様方が主体となってさまざまな地域課題に取り組む新しい仕組みづくりにご尽力をいただいております。本年度は、校区自治協議会や各種委員会の活動が活発になってきておりまして、とてもありがたく思っております。

詳細につきましては、担当部長から回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ただいま市長が申しましたように、設立以降の校区自治協議会、各委員会、部会につきましては、活発な活動を行っていただいております。

トピックスとしまして、毎月、広報「だざいふ」の「さあ協働を進めよう」のページにてご紹介をさせていただいております。9月1日号からは、校区自治協議会会長のインタビューを2校区ごとに二、三カ月間のスケジュールで掲載することといたしております。内容としましては、現状分析と今後の取り組みについてご紹介をさせていただくことといたしております。

ご質問の校区自治協議会の今年度の活動の一端をご報告させていただきます。



まず、太宰府小校区は、自治会長で組織されます委員会を年5回実施することとしてあります。委員会活動としては、福祉委員会が宗像市葉山ヘルスケア省エネ共和国を福祉先進地として視察され、4回の委員会会議の後、10月から校区内4カ所で高齢者支援課と協働で健康長寿の集いを開催するため準備を進めてあります。防犯委員会は、数回の会議の後、8月13日に合同防犯パトロールを実施されました。体育委員会は、10月10日の体育の日の行事並びに校区住民の健康増進を図るため、11月21日のウォークラリーに向けて準備を進めてあります。

次に、太宰府東小校区では、自治会長、体育部会委員及び防犯・防災部会委員合同の会議が毎月定期的に開催されており、昨年末には防犯立て看板を作成し、各地域に設置してあります。また、本年度は防犯・防災部会の充実を柱として情報交換を行ってあります。

次に、太宰府南小校区は、役員会と運営委員会を合わせて4回実施され、防犯防災委員会はほぼ毎月会議を実施してあります。6月11日には、合同防犯パトロールを実施され、今年度の地域防災の活動として7月6日には福岡市防災センターにて体験学習をされており、冬季には2回目の合同防犯パトロールや防災図上訓練も予定されています。文化部会は、これまでは隔年で開催されておりました校区合同の文化祭を昨年に引き続き開催することとされ、特に本年は、南小学校の「南っ子まつり」と共催で実施するよう準備を進められております。体育部会は、本年も南小学校の運動会と地域住民との共催で実施するべく現在準備を進めてあり、今年度は生涯学習課や体育指導員と連携した校区合同のペタンク大会も計画をされております。

次に、水城小校区は、これまで3回の役員会を初め、2回の防犯防災委員会、3回の健康福祉委員会による健康づくり実行委員会の開催、2回の環境部会委員会が開催されており、7月23日には合同の校区内防犯パトロールの実施、11月21日には健康づくり展を開催すべく準備を進めてあります。

次に、太宰府西校区では、水城西小校区と太宰府西小校区合同の協議会で、隔月開催の理事会のほか、防犯防災部、体育部、環境部、福祉部、文化部が積極的に会議を開催され、5月と10月実施の大佐野川環境美化活動へは校区事業として小・中学校などとの協働により取り組まれております。また、8月28日開催されたサマーナイトペタンクなどの活動や地域における高齢者の見守りをどう進めるかをテーマとして、市健康福祉部各課との拡大合同研修会を実施してあります。11月には、健康度測定会や、初めてとなります校区合同文化祭の開催に向けて準備を進めていかれるなど、積極的な活動をされており、また、大佐野区、吉松区各自自治会におかれましては、独自に青色パトロールカーを購入するなど各自自治会も活動を積極的に行っており、12月には行政との協働により青色パトロールカーでの合同防犯パトロールの実施も予定されています。

最後に、国分小校区は、昨年度末の水城大堤歴史の勉強会や校区協議会設立記念ペタンク大会などを皮切りに、4回の役員会を初め7回の防犯防災委員会を開催され、7月からは毎月第4金曜日に午後8時から各区一斉に防犯パトロールを実施してあります。

また、6回開催の文化委員会では広報委員会を設けられ、校区の広報紙「水城大堤」の発行

を行っており、さらに昨年より国分小学校がコミュニティスクールの指定を受けたことを契機として、学校運営協議会推進委員会の出席やコミュニティスクール勉強会などを実施され、9月4日には国分小校区見守り活動研修会を国分小学校との共催で開催され、約180名の参加がありました。この後は、古都の光や校区体育大会、あるいは11月3日のさわやか健康フェスティバルなどを実施するよう準備を進めてあります。

また、公民館で防災講習会を開催されたり、防災炊き出し訓練を予定されたりするなど、自治会の活動を積極的に行っており、国分区自治会では独自に青色パトロールカーを購入し、防犯パトロールが行われております。

これらの活動を広く市民の方にもご理解していただけるよう、今後も広報「だざいふ」、  
「さあ協働を進めよう」を活用しながら周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 6校区の活動状況、報告ありがとうございました、説明。大体防犯取り組みが多いようでございます。あと文化祭とかですね、それから健康の集いですか、フェスティバルとか、こういったものをされているようです。各区、非常に努力されているなという印象です。

前回もお尋ねしたと思いますけども、確認のためにちょっともう一回質問させていただきたいんですが、この6校区を3人の協働のまち推進係の職員さん、この方たちが2校区ずつ担当されているんですかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 直接には2校区を1人の担当者が、3人で6校区を担当し、随時係長、課長等も出席をいたしながら、協働作業として先ほどご報告しましたような協議などをいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 先ほどお答えになりましたけど、各部会とか委員会開催がございませぬ、各校区で。こういったものも必ず出席をされているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） すべてに出席をいたしておりますし、人間関係をつくったりとか、いろいろなそういう会議だけではなくて、いろいろコミュニティの場にも出席をし、私も部長という立場から見させてもらってますけども、かなりハードスケジュールになってきているのが事実であります。いろんな事業展開をされる中、ここにおられます議員さんもそれぞれ出席していただいておりますけども、そういう中で感じていただいておりますが、今、来年度まで3カ年の中で実施していこうということで今の現体制で頑張っておりますけども、今後につきましては支援体制についてどうあるべきかというのは、内部で検討

を重ねる必要があるだろうと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） その会議に出席された担当職員の方は、仕事内容といったらちょっとあれですけども、されたときの、どういったことを担当の職員の方はなさっているのか教えてください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど報告しましたように、各校区協議会あるいは部会委員会では、責任者の方を決められたりとか、各部会委員会については自治会長が担当理事という形で担当されている校区もあります。それで、会議の開催日程の調整から会場の設営、それから進行につきましては、それぞれの校区協議会の委員さん、あるいは部会の委員さんが進めてありまして、職員につきましては、補佐的なところで会議を開催し、いろいろな資料の準備とか、先ほど報告しましたし、先日の健康福祉部からの報告もありましたように、市の行事と協働しながら進める健康測定事業とか、そういうものもなっておりますので、庁内の調整とか、そういうものに取り組んでおります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） その会議をされたときの内容とかですね、また資料、こんなのも持って帰って、今度は各担当者同士での意見交換とか、そういった話し合いはなさっているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 当然、係内で会議内容の連絡報告をしておりますし、その会議記録につきましては、毎回、市長まで報告決裁を行っております。それと、自治会あるいは校区協議会、委員会の活動につきましては、庁内にネットワークがありまして、一定の掲示板というシステムがございます。コンピューターによるネットワークですけども。そこに随時修正しながら、変更しながらスケジュールを載せております。そういうふうに、係内の協議あるいは連携は当然ですけども、庁内挙げて今の校区協議会の運営あるいは委員会の運営に対して全庁的な取り組みを行っているところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 非常に職員の方もですね、頑張っておられるので安心をいたしました。それで、イベントによってですね、調整や関係部署との連絡といったことも出てくるでしょうし、こういった、どこどこ校区はこういうことをやっているよ、あるいは、あとは会議においてこういうすばらしい点があるよとかですね、こういったものをですね、ほかの校区協議、校区単位に、協議会に情報をフィードバックしてあげると、こういうこともしてほしいと思うん

ですが、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 当然そういうものは必要であるということで、校区協議会連絡会をつくるということでお話ししておりましたけども、既にご報告しましたように、前自治会長が自分たちでそういう協議会をつくろうということで、自治協議会というものが組織をされとります。その中で各自治会の情報交換あるいは校区協議会の情報交換がされるように、自治協議会の役員につきましては各校区の協議会の会長になるということとなっておりますので、そういう情報交換もされていますし、そういう場にも、先ほど言いました私どもの職員も出席をしながら調整を行っているところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 最後にですね、今年度の協議会連合会、6校区の代表の方が集まって会議をされるという。これは、何回ほど開催されて、どういった内容だったのか、よかったら教えていただきたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今年度、自治会協議会の全体会が既に3回開催されております。1回目は、市長も、全員市の部長以上幹部が出席しまして、今後の事業計画を検討をされました。その中で、昨年も局地的豪雨によりましていろいろな防災の課題もあるということ、それから今年についてもそういう局地的な豪雨がありましたので、そういう防災の関係の学習会といいますかね、行政との協議をするという形で、全部長出席して、災害対策本部の班長は部長となっておりますので、全部長で出席しております。それから、3回目は、現在太宰府市が進めております第五次総合計画、そういうまちづくりについて、自治会長も当然行政がどういうふうな動きをするのかをお互いに知っておく必要があるということで、そういう総合計画、あるいは先ほど言いました防災についての勉強会をされております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 校区自治協議会ですか、もう順調に進んでいるようですね。八戸とか秋田県の横手なんかもそうですけども、何ていいますかね、地域課題解決や地域づくりについてのその地域担当職員制度、こういったものの制度があるんですね。視察でも私たち、秋田県横手市に行きまして勉強してまいりましたけれども、市の職員が計画から実施まで事業推進にかかわって、またその当日もイベントに参加すると、積極的に参加する。市民と市政を結ぶすばらしい仕組みづくりをされておられます。奉仕の精神を持って事に当たる、こういう職員地区担当制度、これもぜひですね、参考にさせていただきまして、それぞれの校区協議会事業活動に生かしていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

今回、2件においてお伺いをしたいと思いますが、まず第1に、公契約条例の制定について検討、研究をなされているかについてお伺いをいたします。

ご案内のとおり、2009年7月、公共サービス基本法が成立をしたことはご案内のとおりであります。この基本法の基本理念の中、あるいは総則第5条の中にもありますように、地方公共団体は基本理念にのっとり公共サービスの実施等に関し国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、及び、実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する、こういうふうになっております。その具体的な施策の一つとして、公契約条例の制定の考えがあるのか伺うものでございます。

公共サービス基本法が成立した背景には、近年、国、地方とも財政事情が大変逼迫をしていること、また、景気の低迷によりまして民間企業も大変厳しい企業運営が強いられ、結果として倒産やあるいは首切りが相次ぎ、いわゆるワーキングプアなどという言葉が出てきておりますし、各地方公共団体が発注する公共工事も安易な、安価な金額に走るという傾向にあり、結果として低価格競争に拍車がかかり、下請業者、そして最終的には現場で働く労働者への低賃金や、あるいは採用人員の削減という結果になってきております。自治体が発注する工事や委託事業は、住民の税金を使う事業でありますので、したがって公共サービスの質の確保、社会的な価値の向上を目的とすべきと考えます。これらのことを踏まえ、あるいは公共サービス基本法の趣旨にのっとり、本市で公契約条例の制定に向けての検討を、あるいは研究をされているか伺うものでありますし、また、導入の考えについてもあわせてお伺いするものであります。

次に、本市の入札制度と地場産業の育成についての取り組みについてお伺いをいたします。

本市の発注する公共事業の入札制度は、具体的にどのようなシステムになっておられるのかお伺いをいたします。その中身については、あるいは金額によって、市内にあります本社の市内対象者の事業、あるいは筑紫地区内の業者担当対応というふうに異なっているとは思いますが、さまざまな体系があると思います。その具体的な中身についてお伺いをいたします。

また、最低価格制度の導入や総合評価方式による算定方法についても、あわせてお伺いをいたします。

さらに、本市の公共事業の発注に際し、地場業者の方々の育成、保護という観点から、地元業者に対する特典というものがあるのかどうなのか、あればその具体的な中身についてお伺いをするものであります。

以下、再質問については自席で行いますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 第1点目の公共サービス基本法についてお答え申し上げます。

昨年、平成21年5月に成立いたしました公共サービス基本法におきましては、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように、基本として公共サービスは行われなければならないというふうに定めてございます。そして、その中で、この基本法の中で、そのために国の責務、地方自治体の責務、あるいは公共サービスに従事する者の責務というものが載っております。そして、施策の一つとして、公共サービス従事者の適正な労働条件確保と環境整備に関し、必要な政策を講じるよう国及び地方公共団体は努めるものと定めてある点は、大変重要な内容であると思っております。

また、これと同じような趣旨で、公契約条例というものがございまして、これは、公共事業の現場で働くすべての労働者に対しまして、適正な賃金や労働条件を条例によって確保するという考え方と理解をいたしております。現在のところ、公契約条例を制定しておるのは、千葉県野田市だけでございます。平成21年9月に定めてございます。

また一方、先ほどご質問の中でありましたような厳しい社会情勢の中で、平成17年6月には全国市長会において公共工事における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備を図ることと国に提案もなされております。

そして、同じようにこの公契約法として国が整備を求めるよう、各地方議会からの意見書も多数提出されておるところでございます。

本市におきましても、さきの議会のほうでも質問がございましたけども、この公契約条例と労働基準法及び最低賃金法など、現行の法体系との関係もあることとございますし、また、先ほど申しました公共サービス基本法の第7条におきましては、政府はこの法律の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとするという1文もございます。そういうことから、今後、国が法として整備すべきものとの考え方に立っておりまして、今後、公契約法の整備については、国の動きでありますとか、あるいは県レベル、あるいはほかの自治体の状況把握に努めて、研究を続けてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 先ほどお話ししましたように、本サービス法が制定に至った背景でございますね。私は私の見解を述べましたけども、この法律が、公共サービス法ができた背景について、総務部長、再度、どういう背景の中からこういう法律ができてきたかということについて、見解をちょっとお聞きしておきたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 私がいろいろご質問等受ける中で調べた範囲でございますが、やはり受注競争の中で、その受注価格を下げていく、1つはそれぞれの民間の中での競争ということもございますけれども、その中で、結局は最終的な管理費あるいは直行の件費関係が最終的にしわ寄せが来て、そしてあるいは入札しても受けられなければ即解雇につながるというようなですね、厳しい雇用関係があるということの中から、自治体サービスに携わる、事業に携わ

る者は、民間であれ公共であれ、すべてそういう一定の労働環境の中で携われないと、先ほど申しましたような公共サービスの質の低下を招くという結果があらわれてくるから、すべてにおいてこの公共に携わる者の環境といたしますか、トータルで、それこそ今、総合計画で言うておりますような、安心・安全なまちという非常に大きなですね、概念の中で行っていかうということで、日本全国、そのような流れの中にあるというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今言われましたようにね、民間、今、公共事業が少なくなってきましたね、確かに。一時期に比べたら相当。ですから、なかなかその公共事業を民間の人たち、発注があったときに、その仕事をとろうとする、結果的に、今、総務部長言われるように、民間企業、受注しようとする側がどうしても、言葉は適切かどうかわかりませんが、たたき合うといたしますか、低く、低くと。本市がそうとは申しませんが、自治体によっては、安ければよかろうというね、財政事情が逼迫しているだけに、わからないわけじゃないですよ、そういうことが出てくる。そうしますと、受けた会社がまた下請に出すときに、安く下請に出していくと。そうしますと、今まで例えばこの仕事は10人でしていた仕事が8人になる。2人はもう採用されなくなるだとか、同じ10人でも賃金を低くしていくとかというふうに、現場で働く人たちに最終的にしわ寄せがいくし、品質そのものも落ちてしまっていくと。こういうことはやめていかうということで、政府は今年の3月の参議院の中での答弁で、いわゆるこのダンピングしてでも受注をしようとする行き過ぎた価格競争に歯どめをしていかなきゃいけないと、こういう見解を出されております。

私は、ぜひともですね、これはまあ今総務部長が言うたように、まだ野田市のみというふうに思っておりますが、やっぱりこの本市でもそういうことのないように、公共事業のあり方について、先ほど申しましたように、条例を研究をしていく必要があるというふうに思いますが、公契約法との関係、あるいは最賃法だとかというのもありましようが、条例によって市独自で条例を定めるということは、関係する法に抵触するとは思いません。これ、たしか3月、藤井議員が一般質問をされたかというふうに思いますが、それ以降研究調査をしていかうというふうに答弁書にも総務部長答弁の中で言われておりますが、具体的な研究なり調査なりというふうに、以降されておるかどうなのか、あればお聞かせいただきたいというふうに思いますが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 具体的に市内の例えば賃金が幾らとかですね、その辺のものまでは調査はいたしておりませんが、ただこの条例をもし制定した場合、どういうことをしなければならぬかということは、法律解釈のほうで研究をいたしております。例えば、この条例というのは、太宰府市の区域の中で適用になります。その太宰府市の中に区域で適用される条例が、例えば労働条件の各営利企業の営利活動の中での労働条件に入っていっていいのかどうかということも、ひとつなかなか難しいなあというふうに現在考えております。といたしますのが、例え

ば最低賃金にいたしましても、これまで680円というような単価が、今年いろんな議論があって1けた台、2けた台と非常に大きな議論があったと思います。そして、現在692円というふうになっておりますが、これを守られておれば最低賃金法等確保はされておるわけですが、じゃあ法律で定められておるから、あえて条例はじゃあ必要ないのではないかという考え方にも成り立ちます。あるいは、これ以上の最低賃金法以上の単価を私どもが公共事業については支払いなさいと定めた場合は、上乘せ条例という考え方も成り立ってまいります。そういう条例の権限というか、条例の法的な適用範囲の問題等もいろいろ研究しなきゃいけないなあと思っております。例えば、請け負った業者が市外の業者で市外の従業員の場で太宰府市内で工事するときはどうなるのかとかですね、いろんなケースが想定されます。そういうところから、市がある程度定めた賃金を支払いなさいという基準を出していくようになります。そのところは、やはりこの条例適用するときの大きな難しさがあるかなあと現時点で考えております。そのために、それを確保するために、じゃあ今うちの契約担当者のほうがしていくのか、あるいは労働福祉として考えていくのか、じゃあそのときの市内全体の労働福祉、労働環境というものを見ていかなきゃならないというような、非常にこの対象範囲が、1つの側面だけじゃない、いろんな面からの検討が必要になるというふうに現時点で考えておりますので、先ほど回答の中で申し上げましたように、国としても措置を講じなければならないという条文もございますので、この労働条件関係、労働基本法、労働基準監督署等の権限においては、本来やはり国が行うべきではないかなあという観点に現在立っております。あるいは、条例としても県レベルとかですね、市町村ごとの区域の中で定めるものではないようなところで現在考えておまして、そういう意味でこの法律に基づいて、国が何らかの措置を講ずるのではないかなというふうに現在は想定しておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 国の法律については国会にゆだねること以外にないと思いますが、この法の趣旨というものを理解した場合には、あるいはその理念ですね、第5条に載っております理念からすれば、研究して、できれば条例をつくっていくということが望ましいということは、これは政府の答弁でも出ておりますからですね、ぜひもう少し研究をしていただきたいと思うし、今言われました関連法との関係で、市が直接労働契約に介在するものではないわけですから、それは余り違法性はないんじゃないかなあとは思っております。

それから、最賃も福岡県の場合は680円ですかね。これが、月曜から金曜日まで、ほぼいわゆるフルタイムで働いて、年間150万円ぐらいの年収なんですね。これ、ここ、どこまでをワーキングプアというふうに言うのかどうなのかは別にして、かなり厳しい生活を余儀なくされているんじゃないかなあかと。一例ですけども、大阪などでは市の委託業務をしながら、結果的に生活保護を申請せざるを得ないというような状況なども出てきた背景から、この公共サービス法というものが制定されてきたのではなかろうかというふうに思っておるわけでありませう。

これ、2項目めとも少し関連があるんですけどね、例えばとして聞いてください、具体的な



例とせずに、1億5,000万円の仕事を発注する、本市が。落札価格、最近のを見ても、これ、予算特別委員会で僕は言うたかもしれんけど、六十数%で落札をする。例えばですよ、63%で1億5,000万円を落札すると、9,400万円ちょっとぐらいですかね。9,450万円ぐらい。六十二、三で落札したら。落札した業者は、やっぱりその業者としての利益をとって、自分ところにその技術、能力がないときには下請に出すんですね。下請に出すときには、9,450万円です。市から受けたものを9,450万円です。下請には出さないですね。何のために請け負ったか。だから、そこに例えば5%利益をとる。で、下請に出す。としますと、9,300万円ぐらいで下請に行くんですね。そうしますと、9,300万円です。受けた下請の会社は、そこでやっぱり利益を上げなきゃいけない。例えば300万円上げようとする。そうすると、9,000万円です。仕事をします。と、その下請業者は9,000万円です。予定価格が1億5,000万円だった仕事を9,000万円です。と、その下請業者は9,000万円です。1億数千万円の仕事はしないですね。9,000万円の分しかしません。正確には300万円もうかるのかは別として、例えばです。そしたら、その工事はちゃんとできるのかどうか、その金額で、という心配が出てきて、仮に5年後、10年後あるいは六、七年後にミスがあった場合に、もう一回やり直さなきゃいかん。最悪の場合を想定して言っているんですね。また1億数千万円かかるという、安物買いの何というふうになりはしないかという危惧を大変思っております。これ、あと2項目の中でもう少しお話をさせていただきたいと思いますが、そういう心配はないですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 心配することは、いろんな面で心配とかあります、正直。今おっしゃいましたことも、そういう論理での心配も確かにございます。また逆に、いろいろと技術、それぞれの業者さんが独自の技術で、すべて丸投げというようなことではないにしてもですね、それぞれで努力した結果、その会社においてはその数値で可能だという判断もされ、それが最終的に公共の利益に合致しておけばそれで入札ということで落札、そして執行という形でいかざるを得ないということで考えておりますが、最終的にその品質といいますか、工事の中身が確保されるかどうかということが一番大きなところだろうと思います。そういうところを私どもも検査等で、あるいは日常的なかわりの中で、その辺の確保をしていかなければならないと、逆に気持ちを引き締めておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 余り好きな言葉じゃないですけどね、丸投げというのは。実際はよくやられているみたいです。もう執行部もご案内のとおりだと思いますが。ヒアリングをされるでしょう、ある程度の部分になったら。今、総務部長言うたように、受けた会社は大丈夫ですとしか言いません。私、こげな安い金額で受けて危のうございますとは言わんですよ。大丈夫ですと言うて、実際仕事するのはその会社じゃないんですね。ないと決めたらいかん。その会社じゃないこともあります。その会社もしましよけどもね。ないこともあるが、そういう危惧はですね、もうこの一、二年見ると、大変心配になってきておりますし、そういう意味で

は、やっぱり公共事業というものの多くは、ほとんど市民の皆さんからいただいた税金でやるわけですから、安全で、そして確実たるものを提供していかなきゃいけないというふうに思います。

3月の藤井議員への答弁では、他の自治体の状況も精査しということではありますが、今のところ尼崎市が否決されたみたいですけどもね、野田市だけですけども、これは公共事業がちゃんとしたものであるという、市民の皆さんが安全で安心して、そして仕事を任せれるようなためにも、これ、もう少し、いろいろ研究されているみたいであります。今の総務部長の答弁では、もう少し具体的に条例を制定する場合についてはどうなるかという、制定を前提と私はお願いしたいんですけども、いまだ少し研究を深めていただいて、次期の私のこの種の質問のときには、色よい返事といいますかね、そういうものがされるように期待をして、この項については終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2件目の答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、2件目、入札制度でございます。

まず、公共事業の入札についてでございますが、現在本市の入札制度は条件つき一般競争入札、指名競争入札、総合評価方式指名競争入札の3種類がございます。条件つき一般競争入札を1億5,000万円以上の工事を対象として平成21年より試行導入をいたしております。それ以外は、指名競争入札としておりまして、そのうち総合評価方式指名競争入札として平成19年度より一部を試行導入いたしております。業者の格付につきましては、県による経営規模等評価審査の総合評価値に基づきまして、本市でのランクづけを行っております。工事金額によって入札に参加できる業者のランクが定まっております。あわせて入札に参加できる業者の数が設定されるという仕組みとなっております。

次に、最低制限価格制度の導入についてでございます。

最低制限価格を設ける場合は、太宰府市契約規則第10条におきまして予定価格の100分の90から100分の70までの範囲内で定めとなっております。しかし、これまで執行してまいりました指名競争入札の結果は、適正な範囲の落札状況でございまして、地方公共団体にとって有利な状況であると判断して、現在は最低制限価格を設定いたしておりません。

次に、総合評価方式指名競争入札につきましては、入札価格と技術評価点による総合評価によって落札者を決定する方式でございます。市町村で発注する技術的な工夫の余地が小さい一般的な小規模な工事に適用される特別簡易型評価を参考にいたしまして、平成19年度より試行

導入し、補助対象事業の工事で年度ごとに発注状況を勘案して選定しております。これまで、平成19年度1件、平成20年度1件、平成21年度3件の入札を行いまして、平成22年度は3件を予定いたしております。

次に、地元業者育成保護という観点からの具体的な方策についてでございますが、現在500万円以上の工事を受注した市内の業者については、工事開始から完了引き渡し後の不備の発生の有無、あったかどうかまで、施工技術を初めとして工事の進捗に合わせた現場での保安、安全管理や地元住民への対応なども含め、総合的な工事成績評定表を作成いたしております。この評価を活用しながら育成指導を行っておりまして、今後も太宰府市内に本店がある市内業者につきましては、地元業者として育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 一つ一つお尋ねしたいと思いますが、まず最低価格制度については現在は設定をしていないというふうに理解していい。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在は設定しておりません。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 100分の70以下でも落札することがあるんですよね。そういう場合は、その落札業者の総合的な判断をして問題はないということだから現在はしていないけれども、どうなんですか、僕、先ほども申し上げましたように、政府の答弁も最低制限価格を設定したほうがいいんじゃないかという見解も出ているようではありますが、これは、もちろん先ほど言いましたような例が該当するかどうか、本市の場合に、わかりませんがね、最低価格を設定して、そして品質の確認とか確保とか、そういうものをしたほうが、これはもうぜひすべきじゃないかなというふうに私は思うんですけども、信頼関係なり今までの実績などで評価して100分の70切ってもいいこうということではありますが、今年の3月の決算特別委員会の中で資料として出とったのは、入札価格の四十数%みたいなのもあったような気がしますけどね、やっぱり最低価格を私はずっとも設定をしていかなきゃいかんというふうに思いますが、もう一度総務部長、導入制度の研究なりというものは考えておられませんか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在、契約規則でこの最低制限価格を設ける場合ということで規則として持っております。これを廃止するつもりはございません。この規則があるということは、この規則を適用するときもあるという想定でこの規則を準備しておるところでございます。現在のところ、この100分の90から70の範囲の中で平均的に入札が執行されておりますので、落札が入っておりますので、現在行っていないというものでございます。ただ、環境の変化、社会情勢の変化等で、先ほど議員さんご指摘のような、それこそ大きな問題等はらむような状況になればですね、この辺も最低価格制度の導入ということも決して否定するものではござい

せん。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今まで特に大きな問題があったというふうにはもちろん聞いておりませんけどもね、聞いておりませんが、これは私はぜひ設けてもらいたいなというふうに思っております。それは、やっぱり公共事業として発注する場合には、市民の皆さんたちの税金で工事発注をするわけですから、それ、もちろん安ければよかろうというのも一つの市民に対する還元の一つの考え方ではあると思うんですね。費用対効果などを含めて、できるだけ安くしてもらえればいいというのはありまじょうが、また逆に言えば、例えば自分とこの家を1億円で建てようと思うとったら、隣に聞いたら9,000万円でやりまじょうと、違う業者がうちだったら2,000万円で建ててやりまじょうと言うたら、本当この2,000万円でこの1億円の家ができるかなという心配もありますし、1億円と研究させとったら2,000万円でできるのなら、ああ、8,000万円ももうかったという考え方もありまじょうが、1億円で予定しとったのが2,000万円でできるかなと、危ないなと、クロスで囲まれた中はみんなもう悪い木ばかりだったというようなことまでもあり得るといふ危惧もありますのでね、これは最低価格についてはぜひとも設定へ向けて私は検討をしてもらいたいなというふうに思います。

それから、条件つき一般競争入札について1億5,000万円以上ですか、これは、条件つきというの具体的などういうことですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 地域指定をつけておりまして、市内あるいは筑紫地域等に本店がある事業者が入っておることということで条件つきというふうにいたしております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 地場産業を育成していく、あるいは育てていくといひまじょうか、例えばもう市長にはご案内のとおりと思ひまじょうけども、本市にいろんな建設、土木、電気、いろんな業者がおられますが、昨日の9月1日の防災の日にもいろんな業者の方たちに協力をしていただいた。災害が一たんあれば、地元の方たちが大変ご協力をいただいて災害復旧にご尽力を賜っているということについては、もう改めて申すまでもないというふうに思ひまじょうが、こういう方々も非常に厳しい企業運営をされていると思うんですね、現状の中では。だから、他市の場合には他市でそれぞれ考えておられまじょうけども、本市の業者の人たちをやっぱり育てていく、あるいはできるだけ地元業者にとって売り上げを上げてもらえば法人税が市に返ってくるというような循環もできると思ひまじょうが、わかりやすく説明してもらひたいんですがね、仕事を、例えば500万円以上の仕事を発注する、あるいは筑紫地区、那珂土木なら那珂土木、筑紫地区を対象にした事業を発注したときに、太宰府の方も参画をされます、例えばですよ。その場合、俗な言い方をしますと、本社が太宰府にある業者について、俗にげたをはかせるといひかね、という、適当かどうかわかりまじょうよ、点数が、そういうのは具体的にあるんですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） げたは持っておりませんが、総合評価というもので、技術評価等、市内の業者については育成指導を利用して評価をしております。そのものを評価点にこの辺をプラスする、あるいは逆にマイナスの場合もございます。工事成績が悪ければマイナスということになりますけども、工事成績関係の評価として地元業者については育成の結果を載せておくようにしております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） マイナスという意味は、1回、市の仕事をとって、その結果、余りよくなかったということでマイナス評価を、総務部長、聞きよう、そういうふうに理解していいと。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） はい、そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） それはもう、もちろん技術的にね、まだそこまでいってなかったということであり得るかもしれませんが、本市に対する地元企業の人たちの、先ほど言いましたような災害等に対する、復旧に対する協力に対して、やはり地元の業者を育てていくという意味ではね、これは総合的な点数の中で入れてあるということだから、それはそれで評価をできれば高くしてもらいたい。げたまで言わんにしてもですね、草履ぐらい履かせてもらえば、少しは地元の方が潤うんじゃないかというふうに思います。

それから、例えばこういうことは考えられませんか。1億5,000万円にこだわるわけじゃないけども、1億5,000万円の仕事が出たときに、僕は専門にはわからんけど、AランクとかBランクとあるでしょ。これは、1億5,000万円だったらこれクラスの会社しかされませんよと、しかしこれを5,000万円ずつ3つにしたら地元の業者が3社が仕事とれると。わかりやすう、自分がようわからんから自分にわかりやすう言ようけん、そういう方式はとれますか、とっておられますか。素人向きの答えで。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） あえて分割発注というんですか、そのようなものをあえてそういうこととしておるといふふうには今現在やっておりません。あくまでも起工する原課のほうの進捗に合わせて工事を起工し、入札何が上がってくるものでございますので、最初から、私どもが1億5,000万円を分けなさいというような形での工事の発注という形にはなっておりません。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 原課のほうからこういうふうにして、もちろん仕事によっちゃあ分けられないというのもありましようしね、仕事によっちゃあ分けられる仕事もあるかと思うんですね。言わんとすることは、よその市から入ってこられて、やっぱりせつかく太宰府市が発注する仕事はやっぱり太宰府の業者にとってもらいたい。そして、企業として成り立って、うち

にまた法人税として返ってくるというのを、他市に会社があるところだとと大変もったいないような気がするんですね。ご案内のとおり、今公共事業というのはそんなに多くありませんから、やっぱり先ほど言いましたように低価格競争がどんどん、どんどん進んでいくと、それじゃあともしきらんよというふうな会社が出てきて、結果的に太宰府市の仕事がなかなかとれなくなるという心配があります。したがって、これはできるだけ地元の業者の方たちを育てていくという意味ではですね、ぜひそういう、言葉が適切かどうかわかりませんが、特典をできるだけ考えていただいて、これは市長の方針にも合致するだろうと思います、できるだけ地元の業者を育てていくという意味では、市長の施政方針の中でもそのことが触れられておるといふふうに思いますので、そこはですね、ぜひいまい少し地元業者に対する総合的な点数制度の中で踏まえていただければ、地元の業者も助かるんじゃないかなろうかというふうに思います。

最後にですね、もう一度お願いしたいんですが、最低制限価格制度を導入をするということに向けての研究、あるいは実施へ向けての検討みたいなものをぜひ私はしてもらいたいと思います。市長の見解を。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 気持ちは村山議員さんと一緒でございまして、地元業者の育成、私たちはやはり市民のために仕事をしているというのが第一主義でございまして、そのために今も公契約の話がありましたけども、一般競争入札で本当にこれで仕事ができるだろうかというような入札も散見されます。その場合にどういう対応をしていくかという問題からこういう法律あるいは条例ができ上がっているんじゃないかと思ってます。そういうこともしなければいけないという時代の流れもあります。しかし、太宰府市としましては、地元業者の育成という形で、できるだけ地元業者に仕事を配分するというのも必要でございまして、余り地元業者ばかりにやってしまうと、そればかりを当てにして業者が伸びないというような状況になります。そこで、先ほど部長が言いましたように、工事の内容、施工方法等々についてですね、毎回点数をつけております。特にもう事故なんか起こしますと、指名の回避を何回もやったりします。マイナス点が大きくなりますとね。今ですとマイナス10点ですと指名をしないという回数が1回というふうに決めておりまして、反対に今度はいい仕事を努力された仕事があればプラス点がつきます。そうしますと、例えば今Cランクの方がありまして、780点ぐらいの点数であるとか、800点以上になりますと今度はBランクになって大きな仕事ができます。そこにプラスをしていきます。そうしますと、Cランクの方がBランクになってより大きな仕事ができるというような、そういう仕組みをつくっております、今度は反対にBランクの方が840点である方が、今度はマイナス点をもらって今度はCランクに落ちます。そういうふうに、業者もですね、計算をされるように点数をつけて努力をして、大きな会社になっていただく。ひいてはAランクまでやってほしいなというような気持ちで、そういう点数制度をつけながら業者の育成をいたしております。

そこで、その先ほどの最低価格でございますが、今、競争入札についても、一般競争入札についても、あるいは総合評価についても、試行をやって、それがどういう状態になるのかということを今研さんをいたしております。そのほか指名競争入札でございますが、村山議員さんが心配されるような70%を大幅に割るような今入札がございません。適正な価格の落札になっているのではないかなというようなことから今のところ設けておりませんが、今後一般競争入札が増えますと、そういう事態にもなってくると思いますので、こういう制限価格を設けるのか、あるいはその落札された金額でこの仕事ができ上がるのかどうかという検証をですね、しながら進めていきたいなと思います。いずれにいたしましても、今後の入札について、今、試験的な導入をいろいろやっておりますので、その中で村山議員さんご指摘のことについても考慮していきたいなというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 基本的には、先ほど申し上げましたように、公共サービスのほう、公契約の条例もこの地元業者の育成も、ひとえに税金を有効に使っていくということがありますし、地元業者については地元業者を育てていくと。少なくとも公共工事にかかわる中でワーキングプアなどが出ないような、そういうことは福岡県の最賃も設定をされておりますが、公共事業をして、非常に厳しい生活になるということになると、私どもの税金が生かされるかどうかというものが非常に疑わしくなってくる。100分の70以下も、私はあったような気もしますが、実績などでヒアリングなどをして大丈夫ということで発注したりしてきたらと思うんですが、ぜひともですね、本市におかれましては、私は最低制限価格を設定し、あるいは冒頭申し上げましたように、公契約条例などもして私どもの税金が有効に使われ、そしてまた安全な工事がされるよう、そしてまた品質も保証されている、そして地場産業の人たちも太宰府の仕事はできるだけ地元の人にとって潤っていくと。お互いが潤っていくような方式がとれるように、今後とも研究を続けて、できるだけ早い実施をお願いをしておきたいということを申し述べまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、10番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました特産品の太宰府ブランド認定についてお伺いいたします。

本市には全国に誇れる大自然と歴史、文化、数多くの史跡など、ほかにないような先人たちが残した歴史遺産が市内全域に数多くあり、私たち市民の大切な宝物であると考えております。

また、観光地としても年間700万人を超える来訪者があり、修学旅行の団体を初め、国内のみならず東アジアを中心にした海外からの観光客も数多くお見えになっております。特に近年では、中国からの大型クルーズ船も年々増加しており、本市にも観光に来られ、参道がにぎわ

っておりますが、一方、観光客の皆様がお買い物できるような太宰府らしい商品、太宰府らしいお土産が限られているように思います。せっかく太宰府に来たのだから、記念に何か一つでも太宰府でしか買えないお土産を買って帰ろうと思うのは当然ではないでしょうか。その太宰府らしい、太宰府ならではの新しいお土産がなかなか見当たりません。

市内には、さまざまな特産品づくりのヒントが隠れているように思います。地元の伝承や古くから歴史的に物語を持つものなど、観光協会、商工会、市民ともども協力をし、本市の観光産業のために特産物の掘り起こしを行いながら、本物の安心・安全、信頼できる太宰府の商品としての認定を行い、証明できるような商標登録制度、太宰府ブランド認定制度の導入など考えられないのかお伺いいたします。

また、現在活動されている太宰府ブランド創造協議会では、今どのような活動がなされているのか、そしてその成果と今後の展望についてもお伺いいたします。

再質問につきましては自席にて行います。よろしくお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、特産品等に対する太宰府ブランド認定制度につきましてご回答申し上げます。

ただいまご提案いただきましたような趣旨で、本年7月に太宰府市商工会の観光部会の会員が、先進地といたしまして、地域らしさを持った商品を選定し、土産品として推奨する地域ブランド認定制度に取り組みされております熊本県の合志市と天草市のほうに視察に行かれております。その視察報告をさきの太宰府ブランド創造協議会の幹事会の中で受けております。そして、意見交換もいたしました。その中でさまざまな意見が出たんですけども、特定の商品を選定するという事は、その認定の責任も発生してくるのではないかというご意見、あるいは、そもそもブランドというものは農産物や加工品などの物にこだわる必要はなくて、地域資源として風景や歴史、文化などにもスポットを当てるべきではないかというような意見、そのようなさまざまな角度からの意見が出ておりました。太宰府ブランドの認定制度につきましては、今後とも継続して研究することとしておりまして、これに協力していくための庁内の体制といたしましても、商工、農政の担当部門でありますとか、文化財担当部門とも連携を図って協力していこうと考えております。

次に、太宰府ブランド創造協議会の活動についてです。

構成団体は、太宰府観光協会、太宰府市商工会、太宰府天満宮と太宰府市の4団体で構成し、これにオブザーバーとして九州国立博物館もご参加いただいております。全国に誇れる太宰府ならではの自然、歴史、文化、観光、産業などの地域資源を維持して、さらに進化させる取り組みを行っております。

共同イベント事業といたしましては、平成18年度より光をコンセプトとした「太宰府古都の光」を実施いたしております。昨年度からは、天満宮門前町から水城跡まで歩道に子供たちが絵つけをした灯明等を設置して、光の道をつなぎまして、市内数カ所の会場でミニ演奏会など

動きのあるイベントも増やして実施してきております。

このように「太宰府古都の光」事業は、市民参加型のイベントとして面的にも拡大しながら発展してまいってきております。

今後も地域の方々が楽しんで参加し、その協力をいただきながら、なおかつ観光客の方も多く訪れて、地域と一緒に楽しんでいただけるような太宰府の風物詩のブランドとしても工夫をしながら育ててまいりたいと考えております。

また、これとは別に、観光客のもてなし事業といたしまして、昨年は各団体からクレームについての情報を持ち寄り、共有化を図りました。

今後は太宰府ブランド創造協議会の中の情報・もてなし部会の活動をもっと活発にしていこうということで、部会員の再編成を図ったり、観光客受け入れについての研修でありますとか、地域資源の活用などについて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ご答弁ありがとうございました。今、私も実はこの質問に当たりましたら商工会、観光協会の方々がこういう太宰府に眠っている商品、そしてまた新しく太宰府ブランド創造の中ででき上がっている何か新商品とか、そういうものを、もうステッカーでも小さいものでもいいから、信頼できる、これは太宰府でつくったんだよ、太宰府にだけあるんですよというふうなものを認定制度をもって導入できないかと。というのも、つくった方が、今、道の駅とかあっちこっちありますけれども、物産は確かにどなたがつくってどうしてというふうな商品の中に名前があり、そして日付があったりしますよね。だから、顔が見える商品というので安心して、まあ太宰府の商品だから間違いないよというふうな感覚で、もしよろしければ、ほかにも太宰府の中の参道の中にあるものだけではなく、個人的に焼き物であり、今先ほど答弁にもありました歴史、文化、過去にはたしか戒壇院さんの何か花器、花生けとかそういうものもつくった経緯があると思うんですよね。記憶ありますでしょうか。それとまた、鬼がわら、大きな観世音寺の鬼がわらとか、そういうお土産にはならなくてもこういうものもあって、それをまたレプリカ的につくって販売するとか、そういう掘り起こしの作業も必要ではないのかと、それが太宰府の資源を生かした地域づくりの活性化にもつながっていくのではないかというご意見もいただいておりますので、今、今日ここに質問させていただいているところでございますが、そういうところへ検討なさるといことなんですけれども、私、木うそ保存会のほうにちょっと木うそを彫ったりとかまたいろんな勉強させてもらっておりますが、この木うそは県知事指定の特産物民芸品という指定を受けているようでございます。だから、もっと太宰府にそういうものがあってもいいのではないかなと考えますが、ほかにも認定を受けた商品とか、また商標登録された商品とかはあるのでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 確かに、木うそ保存会のほうにずっとお世話をしておりまして、県のほ

うから認定を受けて、たしか銀行関係の財団からも支援を受けたこともございます。そういう中で、一つの公式的な認定というのはもうそ保存会と名産としての梅ヶ枝餅という形が今現在ございます。今おっしゃいました地域の推奨するもの、推薦するものといったときに、地域での食べ物等いろいろなものにどういう形でどういう制度として太宰府ブランドを与えていくのかというところが非常に大きな課題であるというふうに考えております。よくたとえの話で言っておるんですが、辛子明太子は福岡の名産といますが、スケトウダラは博多湾ではとれません。それでも博多の名産として全国のお土産にも買われております。その内容はどういうことかということ私たちも考えていかなきゃならないというふうに考えております。今議員さんおっしゃいましたように、食べ物以外の太宰府としてのもの、太宰府だからこその土産物ということも考えていきたい。そのために勝手にだれかが推薦して太宰府土産というのではなくて、やはり地元のコンセンサスを得たような団体からの認定を出すということが必要かなというふうに考えておまして、その辺の勉強会とか意見交換会を今後ともやっていこうということで、前回の視察報告を受けたときになっておりますので、今後またいろいろ地域の方の意見を聞いて前に向かって進めていきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今、検討して今から調査研究をするということですが、それはどこの部署、太宰府ブランド創造協議会の中でなさるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 太宰府ブランド創造協議会の中で即取り入れるかどうかはまだ未定でございます。この太宰府ブランド創造協議会も、歴文税を原資として事業を行っておりますので、ここの中で行うものか、あるいはここの方たちが参加メンバーとして外部の組織でしていくのかですね、その辺はまだ明確にはなっておりませんが、太宰府ブランドという名称で動いておりますので、関連づけてはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） それでは、調査研究するの、これから組織を別途立ち上げる予定でとらえていいんですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 推奨する、あるいは認定することなら、別途団体をつくらざるを得ないと思っております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 太宰府ブランド創造協議会の中でですね、ここ、観光協会のパンフレットを今ちょっと見ているんですが、その中に太宰府のお土産というのがあるんですけど、この東風の梅とか、それとか太宰府献上願塩、手延べそうめん、梅塩ラーメンというのは、これは太宰府ブランド創造協議会が開発なさったのか、太宰府観光協会がなさったのか、太宰府市が関連があってこれをつくられたのかお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 献上願塩、そして梅そうめん、梅塩ラーメンですか、それと東風の梅、これは市の特産品開発の分で、独自で開発しております。このときに一番ネックは、やはり認定を市でやる、あるいは観光協会としてですね、売り出すという、かかわって出しております、4つとも開発をしまいいりました。市としてバックアップをしておるのはその4つでございますが、その時点で認定制度というのは持っておりませんので、市がかかわって開発した品物ということで、観光協会を窓口に展開をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今、じゃあこれは市のほうが関係して観光協会、ブランド創造との合同作品ということですよ。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） いや、現実的にはブランド創造協議会の前、私が観光課のときにつくった商品でございまして、最初はロマンを、一番最初のきっかけは、大宰府政庁に西日本からいろんな貢ぎ物がやってきました。そのときについておった木簡が鴻臚館跡で発掘されました。そのときの天草の海の幸の木簡が出ましたので、そこで天草の塩を利用して献上願塩をつくったというのが一番最初です。その塩を利用して梅酒をつくったりですね、梅酒についての梅も、本当の政庁の跡にある梅を利用しようということから発展してきております。その塩を使ってそうめんでありますとか、現在梅塩ラーメンということで発展してきておまして、その一番基本のところは、市の物産開発というところできております。そういうことで、市で取り組んできましたけども、それをもっと広げて地域一体としてやっていくためには、やはりこの太宰府ブランド創造協議会でありますとか、認定委員会のもっと大きなところで議論をして取り組んでいく必要があるだろうということで、現在協議を行っておるところで、やっとそこまで来たということですね。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） はい、わかりました。ということは、太宰府の名物にしなければいけないというこの商品がですね、私不思議でならないのが、どこにも見えないんですよ。参道を見ても売っているお店がどこにあるのか。そして、私太宰府館にちょこちょこ行くんですがフリマボックス、今がらがらあいてますね。だから、ここで例えばですね、太宰府の物産館じゃないんですけども、太宰府館というのは観光の拠点にすると、観光案内所でもあるし。でも、この辺ですね、この商品は置いてありませんでしたよね、昨日、おとといの段階までは。将来的にこれだけつくられた商品はどのようにして販売し、どのようにして市民、観光客に周知していかれるお考えなのか。もうこのままでいいんですか。どうぞ。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） これを販売していくということは、なかなかいろいろ難しさがございまして、例えば梅酒でございまして。最初は太宰府館で販売するところで私も取り組んだんです

が、いざできる途中で酒販免許が要るようになりまして、じゃああそこを酒販店にして市長名で免許取らなきゃいかんから、これはちょっと無理だなあとということから始まりましてですね、それで酒販ルートということで、地域の酒屋さん、あるいは酒販免許を持っている茶店というところに置いていっております。そういうところで、つくるといふことと、それを販路、マーケットを広げていくということがなかなか一連で難しゅうございまして、現在でも梅塩ラーメンについては、そのJAさんの……。

(「ゆめ畑」と呼ぶ者あり)

○総務部長(木村甚治) ああ、ゆめ畑さんですか。あそこに置いていただくようなことで、今JAさんに話を持っていったりしておるところでございます。やはりその辺、地域の方がこれを売ろうという熱意がやはり必要になってまいりますので、ひとりよがりの商品開発じゃなくて、やはり全体でつくっていくことが大事かなあと思っております。もちろん梅酒も売っておりますし、そうめん、そしてラーメン、そして献上願塩と、今のところその4つでございますが、それ以外にもこの塩を使って福岡農業高校でもジャムづくりとかいろんなもので提案もいたしております。あるいはマドレーヌもあそこの都府楼駅前のあのジャン・ドウさんですね、していただいておりますけども、それをどう地域に広げていくかという、あとその辺がもう少しですね、今、力不足かなという反省はいたしております。

○議長(不老光幸議員) 10番小柳道枝議員。

○10番(小柳道枝議員) せっかくつくられた商品がですね、ルートに乗らない、ルートに乗せていけないという、いわば、どげんすりゃいいんでしょうかねという感じみたいなご答弁だと思うんですが、これをですね、この先ほどから申し上げております合志市、天草あたりですね、認定しているものにちょっと力を入れられてですね、今先ほども言いましたけど、農業高校がメロンパンですかね、ああいうのも開発して高校生ながら一生懸命頑張っ、そして自分たちが出向いていって販売をしている姿も見ました。そして、今、農業高校もマミーズで野菜を売ったりとか、子供たちが出てきて販売をしているんですよ。そうなりますとね、せっかくの予算を組んでる太宰府ブランド創造協議会、そちらにもう予算書を見ますとある一定の予算が使われているようです。古都の光が本当に美しく、地域コミュニティの本当拠点になると思います。それもね、認めます。けども、これだけつくられた商品をですね、もう少しルートに乗せ、コーディネートをし、そしてそのブランド創造協議会の方たちの中にですね、動ける方、本当にバイヤーさんじゃないんだけど、そういう本気になれませんか。ちょっとせっかくつくったものをですね、例えば友好都市奈良市、多賀城市、祭り等々あります。今年もまた政庁まつりに多賀城さんのほうからお見えになるということです。物産を持っておみえになります。そうしますと、やっぱり多賀城の商品を私たちも、あつ、売ってやらにゃいかんね、買ってやらにゃいかんねって思いますよ。そういうふうなルートに乗せる気はないんですか。考えたことありますでしょうか。

○議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 先ほど言いました販路といいますか、展開するということは、考えてはおります。ただ、これを行政がするとしてもですね、非常に行政の範囲といいますか、限度があります。営業マンのように飛び込んで売るといっても、それはやろうと思えばできますけれども、どこまでが行政がやることなのかという、どうしてもそこの兼ね合いが出てまいります。そういうことから、これをつくるメーカー、あるいはそれに協力する行政、そしてあとの展開は、やはりメーカー、あるいはそれをつくった人たちの努力も非常に大事になってまいりますので、その三者がですね、生産者と販路のメーカーと応援する行政、そこがうまく機能し合わないと難しいと思います。今、それほど大々的に展開はしておりませんが、じわじわとですね、じわじわと、本物の太宰府の、市が取り組んだ土産物だから、じわじわとこれが広がればいいというところで現在じわじわとやっておるようなところでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 本当にご答弁にあったようにですね、行政が旗振って先頭に立ってというのは確かに難しゅうございます。それはよく理解します。ただ、そこに行政と市民と商工会、観光協会、いろんな団体がありますよ。そこをつないでいく窓口はどこなんですか。だれがするんですか。そのきっかけづくりというのを行政がきっかけつくれば、あとは市民はついてきます。こういうことをしたいんだけど、そういう方いっぱいいらっしゃると思うんですよ。商品、やっぱり商売人やったら1つでも2つでも利益が上がればいいと思います。ですので、その辺のですね、コーディネートをできるような部署をちゃんとつくられて、本当に太宰府の観光が、そして市民が、そして商店街が潤っていけるような考え、もう一度考えられませんか。再度、済いません。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 力強いご質問、ご提案ということでありがたいと思っております。これまで取り組んできた中で、そういうように理想的にも考えております。ただですね、現実問題として商売の中に入るといことはさまざまな問題があります。商売人と商売人の間、会社に入れば社長派と反社長派まで巻き込まれます。正直、経験です、はい。そういうところで、品物が消えたり出たりしてまいります。あるいは、間隙を縫ってセールスマンがやってかましていきます。本当そういうことに遭ってききましたので、今力強いご提案いただきましたので、地域の方々と手を携えてもう一度再挑戦していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 本当ですね、太宰府の発展のための行政ができる分野、市民がする分、そしてまた商工会、観光協会あたりができる分、お互いにですね、知恵を出し合って、そして本当の太宰府のですね、ブランド創造協議会のあり方をもうちょっと考えてもらえませんか。そして、そのブランド創造協議会が核になればですね、どうにかまたいろんな角度からいろんなヒントが出てくると思うんですよ。知恵も出てくると思いますので、そのブランド創造協議会が今、古都の光だけをなさっているような気がするんですけど、ほかに何かあります

か。ブランド創造協議会の活用の内容は、古都の光だけでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現時点では、イベントの古都の光と、おもてなし事業ということの2本立てでなっております。この一番最初に成り立ってきたのが、古都の光というイベントとブランド創造というのは別で最初スタートいたしました。途中でブランド創造協議会の中に古都の光が入ったというようなことになっておりまして、この名称と今やっておる事業とがなかなかちょっとわかりづらいなあというのが反省点として今、反省というよりも、これからの展開としてそこを整理しなきゃならないところには今来ております。そういうところから、この名称と事業をどうこれから発展、名称変更でいくのか、事業を見直していくのかというその辺の話し合いをやろうということで、前回の幹事会でもなっております。とにかく今年の古都の光をまず成功して、成功裏にやって、そしてこれからの先に将来を見通した会議をやろうということに今なっておるところです。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今の部長の答弁を信じて、また今月25日にあります古都の光が盛大にですね、各地域で盛り上がって、そしてコミュニティにつながっていけばですね、なおいことだと思しますので、それに最大努力をなさってください。それと、先ほどから申し上げております太宰府ブランド創造協議会のあり方をですね、再編成をなさって、そしてまたこれが大いに太宰府の観光、そしてまた観光客におもてなしの心が届いていきますことを強く要望いたしまして終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております第五次総合計画についてお尋ねをいたします。

現在、総合計画については、総合計画審議会において議論がなされております。私もホームページで議事録を拝見させていただいておりますが、太宰府市の将来をどのような方向に持っていこうかとの熱心な議論がなされているなということを強く痛感いたしております。また、市民の方やまちづくりを真剣に議論をされている諸グループからも、第五次総合計画についてさまざまなご提案やご意見が出されていることもご承知のことと思います。

その中で、今日に至るまで、市民の声をどこまで取り入れているのか、市民インタビューやアンケート、さらにはパブリックコメントなど実施をされておりますけれども、型どおりにないか等の指摘もございます。

また、審議会では、素案を見るだけでは意見が言いにくい、第四次総合計画の総括や現状認識があって将来像が語られるのではないのか、素案が日常生活の実感に即しているのか、市民意識というものが十分に反映されていないのではないかなどの意見がございます。

そこで、総合計画について今日まで市民の意見がどのような方法で取り入れられているのか、また組み込まれていくのか今日までの流れと今後のスケジュールについてお聞かせをください。

次に、基本構想についてお尋ねをいたします。

基本構想の将来像として「歴史とみどり豊かな文化のまち」を素案では掲げてあります。先ほど質問もありましたけれども、第四次総合計画と同じ内容で、第五次も含めると40年間同じ内容になります。当然、今回も将来像をどのように決めるか庁内で議論があったと思います。

「歴史とみどり豊かな文化のまち」が素案となるまでの経過についての説明をお願いいたします。

次に、土地利用構想についてお尋ねをいたします。

この構想は、10年後の太宰府市の将来を見定める重要な構想だと考えております。従来と違う点は何か、その特色をお聞かせください。

続いて、基本計画についてお尋ねをいたします。

第1点は、第四次総合計画では、3つの戦略プロジェクトを掲げていました。素案では、この戦略プロジェクトの位置づけはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

2点目は、危機管理についてです。

ゲリラ豪雨や新型インフルエンザ、熱中症や100歳以上の高齢者問題など予測のしない出来事がさまざま起きております。市民の安全・安心社会を守るためにも、危機管理体制は必要であると常日ごろから感じております。このことについての記述はあるのかお尋ねをいたします。

3点目は、成果指標についてです。

今回、目標として成果指標を取り入れたことは評価をしたいと思います。しかし、10年というスパンは長いので、実施計画を作成する段階で評価をしていく必要があると考えております。市長の所見を求めます。

最後に、このまちづくりは市民の税金で行われます。市民は、税金は強制的に取られると思っております。市民に、税金を納めてよかった、納めたかいがあったと言われるような、太宰府市としてのアイデンティティーをまちづくりに生かせないか、市長の所見を求めます。

詳細は自席にて質問させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 最初に、市民の意見をどのような方法で取り入れてきたかということでございます。

これまで平成20年12月及び平成22年3月に実施した市民意識調査を初め、市民120人インタビュー、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会や、もっと元気に・がんばる太宰府応援団での市民の皆様のご意見を参考にさせていただきながら、日々市民と接し、現場で課題を把握している職員たちの手により素案を作成いたしました。

その素案に対しましてパブリックコメントを聴取し、それらの意見を反映させ、一部修正した案を市民公募7人を含む総合計画審議会に6月下旬諮問を行い、10月中旬をめどに答申をいただくよう、現在週1回のペースで審議を行っていただいております。

2項目めの基本構想における将来像につきましては、総合計画の期間は10年でございますけれども、もっと長期的なスパンで考え、連綿と受け継がれてきた「歴史」「みどり」「文化」を大切に守り育て、100年後も誇れるような町であるべきだとの総合計画策定委員会や部長会議、経営会議での論議、またインタビューやアンケート等を受けまして、その結果、将来像は継承していこうということで案に掲げてきたものでございます。

次に、土地利用構想の従来との相違点でございますが、平成10年から20年間の計画で策定している都市計画マスタープランをベースにいたしております第四次総合計画前期基本計画の土地利用計画に掲載している将来の都市構造図と枠組みについては、大きく変わったところはありません。

3項目めの基本計画について、第四次の戦略プロジェクトの位置づけはどのようになっているのかというお尋ねでございますが、第五次においては、地域コミュニティづくり推進プロジェクトと福祉でまちづくり推進プロジェクトを協働のまちづくりとして各施策に共通する基本的考え方としております。まると博物館推進プロジェクトについては、まると博物館（まちぐるみ歴史公園）として、これも各施策に共通する基本的考え方と位置づけまして、市民との協働によるまほろばの里づくりを理念として案を作成いたしましたところでございます。

次に、危機管理の記述については、防災・消防体制についての記述はあるものの、全体の予測し得ない危機管理については掲載しておりませんので、記述方法を含め検討してまいりたいと思います。

次に、成果指標についてでございますが、定期的に評価をしていく必要があると認識いたしておりますので、毎年市民意識調査を実施し、定点観測を行っていきながら、アウトカムでの視点で評価を行いまして、次年度以降の予算編成にも反映をさせていかなければならないと思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 最初に確認をさせていただきますが、先ほど総務部長がおっしゃったように、素案を策定するまでに当たりましてということで、市長が総合計画審議会ですべて冒頭ごあいさつをされてます。今、総務部長が答えたとおりでございます。それで、私ども議会といたしましても、さまざまな形で意見を言い、提案をさせていただいているわけですが、この辺のことが、これは議会で確認することだと思っておりますが、いろんな形で提案等はされているわけですが、その部分は我々の意見というのはどのようにこの素案の中に入っているのか、これをお聞かせいただけますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） この現在素案として審議をいただいております。そこに至るまでの中に

いろいろこれまでの論議、議場の中でも論議いただいたような考え方も載せてきております。そして、現在、審議会のほうに諮って、そこでまたいろんな意見をいただいて、そして私どもは最終的な基本構想を議会に諮るときの一つの資料として基本計画をあわせてご提案していきたいというふうに考えております。そこでまた、再度いろいろご議論をいただくということで考えておまして、そこに至るまでのこういういろんな経過あるいは議会の中で毎月ご報告しておりましたような中でいろんないただいたものを最終的な素案として、議会に諮る案として作り上げていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 当然、我々の意見も素案の中に入っていると思いますけど、これから議会のさまざまなご意見も参考にさせていただきたいということでもございました。先ほどの答弁の中に危機管理については何らかの形で検討するというご回答もいただきました。

この総合計画審議委員会が今7回やってますかね。私、第6回までの議事録を全部読まさせていただきました。また市民の非常にさまざまな意見もございましてですね、私も見た印象、そうだなと思うんですが、このような意見があるわけですね。市民との協働によるまほろばの里づくりが理念だと太宰府市は言っております。市民との協働を理念とする計画の素案を市民抜きでつくるといふ曲芸も行われました。真の協働などどうでもいいことなのでしょう、こういう書き方。それから、素案作成の過程こそまたとない協働の場であったはずですが、なぜそうしなかったかの理由は明確ではありません。考えようによっては、当局みずから協働を否定することにもなるのは残念なことです、等々の意見があります。私も素案を見ながら思っていたんですけども、確かにそう言われてみるとそうかなと思えないわけでもないんですが、経営企画課長がおっしゃってますように、この施策というのは大体国が示している施策で、主な流れということで、大きくはよその自治体も変わらないだろうというような言い方をされてますけども、第四次総合計画を策定するときに、この第四次総合計画の中にですね、まちづくり百人委員会の委員の提言という形で、ずっと枠外に載せてあるんですね。この素案の中にタイミングが合えば、私、市長、ずっと市長就任されて市民とのふれあい懇談会、44行政区すべてやっていかれましたし、それには関係部長さんたちも全部出席されておりますし、そういう意見ももとにしてこの素案ができ上がってきていると思っているんですね。ただ、これ見ただけじゃあ、なかなかその辺が、つくった人はわかるけども、我々から見たときはどこがどういう形で市民の声が反映されているのかというのは、今こういうような厳しい意見が出てくるのかなと思うんですが、これはもう素案が出てますのでね。それと資料はたくさんあります。パブリックコメントから市民インタビューから2,000人のいろんなアンケートからたくさん資料はありますけれども、その資料を一つ一つ突き合わせていくなかなか大変だなあというように形で、この素案等にそういう形で書いていただくと、ああ、市民の意見がこういう素案に生かされてんだなあということがわかったんじゃないかなあと、市長たちが一生懸命ご苦労されている分が市民に届いたんじゃないかなあと思うわけですけども、今度総合計画の審議

会が最終的に答申を出されて、議会に提案なされると思いますけども、ばあんと出されるだけじゃ、なかなか私たちも、どこが市民の声なのか、審議会の声なのかがよくわからない部分があるので、そういった部分が最終的に議会に出すときにその辺の記述が、やっぱり出してもらいたいという要望をいたしたいと思っておりますが、その辺どうでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 最終的に私どもはこれをつくり上げますけども、そこでいただいた意見、いろんなものは資料としてつくるなりですね、添付するなりしてわかるような形で出していきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） ここで休憩したいと思います。14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それと、私もホームページで見させていただいたんですが、総合計画審議会の内容についてですね。ただ、その新しいページの分の総合計画審議会の議事録等はすぐわかるわけですね、表に、第1面にぽんと出てますので。それで、一生懸命、過去のやつはどこにあるかということで一生懸命探したんですけど、わからなかった。結局事務局に行って、聞いてわかったんですけども、やっぱりいろんな国のホームページ等を見て審議会等を見るんですけども、大体頭の1ページに来ると、大体過去のやつがわかるような形になってます。ですので、今第7回のホームページの審議会の議事録がレジュメは書いてあるんですけど、過去のものを探ろうと思えば、総務部に行って、経営企画課に行ってみないとわからないという、だから総務部に行かないとわからない、全然そこまで行き着かなかったんですけども、簡単ですから、下のところに、過去の議事録についてはこちらをどうぞというのをホームページに1行書けないかなと思っているわけですけど、いかがでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） リンクを張りつけるような形で、飛ぶようなものにしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 事務局のほうに話をしておりましたので、できているかなと思ったらまだできてなかったのであえて取り上げさせていただきました。よろしくお願いします。

そこで、審議会の議事録をずっと読みますと、この将来像に対して議論がずっとなされておりました、結果的に、私は第6回までの審議会の分しか見てないんですが、結論が先送りになりましたね、施策をやって最終的に決めればよいという話になったんですけども、なかなかこれは賛否両論があって決まらない。

1つ確認しておきたいんですが、午前中の質問にもありましたけれども、「歴史とみどり豊

かな文化のまち」というのは、100年間のスパンを見て考えているので市長としては変わらない、変えないという形なのかね、それとも今審議会等で審議をご議論なされてますけれども、その答申は尊重されるのか。私、変わらないと聞いた言葉が少しひっかかっているんですが、ちょっと私が誤解を生んだらいけませんので、この「歴史とみどり豊かな文化のまち」というのは、審議会の提案あるいは議論をいろいろ経て、変更もあり得るということですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現時点素案の中で、私どもが諮問いたしております第五次総合計画の将来像として「歴史とみどり豊かな文化のまち」というもので諮問をいたしております。これは、先ほどご説明しましたように、100年を見通した将来像ということで、現時点で私どもが考えておる将来像として諮問をいたしておるところでございまして、この将来像に対する、いろんな審議会としての意見は出されてくると思っておりますけれども、現時点で諮問しておるのはこの将来像ということでご判断いただければと思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） よくわからない、その辺の答弁が。ねえ。だから、審議会で5回にわたって議論をなされている。もう少し市民に密着した内容に変えてはどうかというような形の提案が出た場合、最終的には市長のほうで判断されるわけですが、私、もう少しね、この「歴史とみどり豊かな文化のまち」について執行部の説明がなっていないんですね。ほとんど説明がなっていない。ですので、市民が見た範囲、聞いた範囲の感覚で物を言われてますので、私もその意見に関しては、執行部がどういうぐあいに考えているかということがよくわからなければ、恐らくそういった意見が出るのは当然かなと思っておるんですけども、もし変えないということであれば、きちっとやっぱりある程度、変えるかどうかよくわかりませんが、今の話では取り入れていきたいという話で、5回も6回も審議して、結果に違う話を持ってきたときに答申されて、いや、市は変えませんって話になってくると、審議会の方に対して非常に何のために議論してきたかって話になるわけですので、もしそうであればね、きちっとやっぱり市の考え方というものを私は説明するべきじゃないかなあ。意見は意見として戦わしゃあいいじゃないかという話になるかもわかりませんが、これだけ熱心にやっておらっしゃいますのでね、何らかの形でどこかでその考え方を示すべきじゃないかなと思っておりますが、その辺はどうなんですかね。変える意思があるのかないのかということと、市の考え方を伝えるということについて、どういうふうに考えてますかね。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私どもの試案としては、現在で一番最高の構想だというふうに諮問をいたしております。現在の中ではこのままいきたいというふうに考えております。それに対して、説明不足もあるというふうなご指摘でございます。最初から変えないという話になるとまた議論ができませんので、その辺も十分聞いて、最終的に答申が出てまいります。これによって、我々が考えている目標と大幅に変わって、これはやはり今の時点では判断しなければなら

ないということになると、そこはそこで考える場面もあると思いますが、現在、議論の状況を待ちながら、私どものもっと説明不足という指摘もあつてますので、この「歴史とみどり豊かな文化のまち」のこの100年後に誇り得る町にしていきたい。太宰府だから、金太郎あめにならないような部分が出せると思うんです。歴史とみどり豊かなというのは、この歴史というのは、1,300年を有するずっと流れなもんですから、ここで切っていいのかどうかあるいはこの先もまた永遠に続いていく、我々はその一部分の、1,300年の一部分の為政者であるのではないかなということも、そこまで考えておまして、その辺も含めて説明をしてみたい。そして、質問をいただいたときには、それでもやはり変えるべきかどうかということについては、判断してみたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ですので、最終的には、先ほど市民の出されてます資料等によれば、基本構想に関しては議会が議決をするということで、議会に対する期待感も強いわけですので、その辺のところを議会に提案するときは、なぜこういうぐあいになったかということとはきちっと提案をしていただきたいということを添えつけておきたいと思います。

それはその将来像として構いませんが、この素案の6ページに、基本構想の施策の大綱がありまして、ここに本市の将来像、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を実現するためということであるわけですね。以下施策を6つ目標を立てて、掲げておられます。この部分に関して、将来像ですけど、それはそれで決まったとしても、これを「歴史とみどり豊かな文化のまち」を実現するためにいろんな施策をするという、これ全部包含された内容ではあると思うんですが、もう少しここに私はサブ的なテーマみたいな形で、市民生活がこうなるんだと、「歴史とみどり豊かな文化のまち」というのは、こういうことをいうんだというようなちょっとした補足みたいなのを入れないと、これは何を実現するんだという話になるわけですね。ですので、ここは検討をぜひしていただきたい。例えば、私は一番わかりやすい言葉を言わせていただくと、3ページに書いてある将来目標人口の中に、市民と協働しながら、本市に住みたい、住み続けたいと言える太宰府、これ非常にいい言葉です。住みたい、住んでよかった、だから住み続けたい、これは全部含まれてますね、この中に。優しさもあれば、豊かさもあれば、いろんな部分がこの中に全部包含されております。太宰府市に住みたい、住んでよかった、これからもずっと住み続けていきたいということの中に包含されているなあと。この言葉をこの実現するという形の中に入れると、市民は、太宰府市はこの「歴史とみどり豊かな文化のまち」というのはこういうことをいうんだなあとということが私はよりわかりやすくなるんじゃないかなあという思いがいたしておりますことも、市長その辺はどうでしょうかね。これだけでわかるかどうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 実は、この短い将来像の「歴史とみどり豊かな文化のまち」の中に、市民の安全・安心もすべて入っておるといふうな、私どもはそういった解釈です。担当のほうの説

明をしておりますけれども、もっと初めは長かったと思います、言われるような長い文章で書いてあったと思います。それを今回の第五次の総合計画は、今までのような長い文面をつづるよりも、短い文の中で、明確に要約した形の中でやろうと。そして、基本的な計画でありますとか、構想でありますとか、それぞれの各論等については参考のところに示していこうと。そして、全体的な計画等々を開いた中で、総合的にわかるというふうな形が、そういった方式をとっておりますけれども、今ご指摘のように、第四次のとき等については、百人委員会から提言された内容等もこの中に載せておりました。あるいは、環境基本計画でありますすとか、第五次でしょうかね、他の計画書の中においては、詳細にひいて説明を加えております。この総合計画も、できれば可能な限り、この1冊だけでわかるような形が一番望ましいというふうに思いますんで、再度知恵も出しながら、まだ終わったわけではありませんから、提案する前までには、基本構想だけが提案ですけれども、全体的な計画書、第五次の総合計画書の中においてのでき上がりますまでには、基本的な末尾に資料をつけるとか、いろんな創意工夫をしながら行っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 土地利用について幾つかお尋ねをさせていただきます。基本構想の部分ですけども、太宰府市の将来像の大きな目標として、7万2,000人を将来人口として置かれています。ここの素案の中にありますように、これから人口減少、全国的に人口減少社会に突入り云々と書いてありまして、まさにそういう時代をこれから迎えていきます。その中で、太宰府市として、その人口減少の社会をどのように生き抜いていくかということが、この素案の中に書かれているわけですが、本市では、人口減少の速度を抑制するため、これは私正しいと思います、今後も市街地整備や子育て世代、高齢者に配慮したさまざまな施策を展開していきたいとあるわけですね。7万2,000人というこの将来人口というのは、これからの地方自治体のあり方ということで、関西学院大学の林さんという教授さんが書いておられますけれども、日本は人口減少社会に入っている。人口が減ると、財政力は落ちる。地域の働く場、買い物の場、健康維持の場という3大生活基盤も失われる。それは、地域の経済力や財政力の格差につながっていく。こうした経済財政の負のスパイラルをとめることが、地方財政を再建する一つのきざしだ。そのためには、地域の活力を高めて税収を増やす必要がある。問題は、どのように人口を増やすかだ、こういうような形がありまして、太宰府市としては、将来を見通して7万2,000人という将来目標人口を掲げた。それで、この中にその方策として3つあるわけですね。市街地整備ということがこの土地利用構想につながってくるわけですが、1つは、これはもう都市計画プランから変わってないわけですけども、JR太宰府駅、要するに、佐野東地区の市街地整備しか今のところこの総合計画の素案にはないわけですね。もう一つ、西鉄二日市の跡地をどうするかということもありますけれども、それは後で聞かさせていただきますが、この佐野東地区の市街地整備に関しては、この10年の都市計画プランからずっと今日まで引き続いてきておりまして、懸案事項でございます。ここがもし頓挫することになると、この7万2,000人という将

来目標人口は厳しくなるんじゃないかなあと、私は思うわけですけども、この部分に関しては、その市街地整備と。内容については佐野東と。その部分あるいは西鉄二日市駅のこの跡地利用、操車場の跡地利用についても、どの程度の人口の張りつきを考えておられるのか、この市街地整備について、まずどういうお考えをお持ちなのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 現在、人口が、7万人に約500人ほど不足という形になっておりまして、7万2,000人ということです。今後、人口の減少時代に入るといえるのは理解をいたしております、恐らくこの10年後あたりが一番頭ではないかなあとというふうに考えております。現在、佐野地区についても、まだまだ遊休土地がございまして、利用されるというふうな状態が続いておりますし、そういうところで、今、筑紫地区で実質でいくと一番今伸びているのではないかなあとというふうに今考えておりまして、もう少し進むんじゃないかなと。その後に佐野東地区もありますし、この近辺で見ていただきますとわかりますように、空き地に宅地化、家が建っているのが目立つようになってきています。私もこんな減少時代によく家が建って売り出しがあるなあとというふうに思いながらありまして、そういうところは人口の増加につながっていくのではないかなあと。また、道路が幹線道路よりも大きな道がなくて、宅地化されてない未利用地というのがありまして、その辺の対策も今後考えていかなければいけない。農地をつぶすだけじゃなくて、現在宅地化されてないこの有効利用も考えていかなければいけないなど。そういうところから、将来人口目標も掲げておりまして、7万2,000人にするためには、公共施設をどんなふうにしていくのかあるいは地区の計画をどうしていくのかという基本でございまして、ある程度そういうことも含めて考えております。ただ、佐野東ができないとなると、またその辺は少し計画が変わってまいりまして、そうするともう5年ぐらいで計画の見直しというのがありますので、そのめどをつけながら、少し変更していくあるいはどういうふうな手法をやるのかということも考えていく、そういう形になると思いますので、そこは10年間このままということではございませんので、時よりによって変更してまいりたいというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 大体JR太宰府駅のほうでいろいろとご説明されていると思いますけども、当然、まちづくりとの関連の中で進んでいるわけですが、市としては、組合施行で行きたいということで考えています。この考え方は変わらないということですかね。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） JR太宰府駅はつくるべきだというふうな市長の答弁がありまして、そのつくるには周りの整備が必要だと。一体に考えて、またさらにこれからこの中心市街地、東のほうに結ぶ道路も必要だというふうに考えておりまして、西の玄関口になるように考えております。そういうことで、今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、そういうふ

うに進めていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） だから、市長の考えもJR太宰府駅をつくりたい。そして、それに付随した形の中でまちづくりを進めていきたい。そして、人口減少を歯どめしたいと。一番ネックになっとなのは、恐らく組合施行か市が主体でやるかというところがネックになっとなじゃないかなあと私は思っているんですが、その辺はどうなんですかね、地権者への話は。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） まず、あの地域を農地で残すのかあるいはまちづくり区画整理をしたりして住宅を張りつけるのかという地元の地権者の意見が大切でございます。そして、手法としては、いろいろあると思います。太宰府市の方向としては、できるだけ通古賀にいい例がございましたんで、ああいう民間の手法でやりますと、早く、経済的にも楽にできるというような見本がございますので、そういう形でやるのかあるいはそのほかに組合施行にしても、あの地域の方々が、もう高齢の方が多ございまして、なかなかそういう事業組合をつくって一からやるのは難しいというふうなことも考えておられるようでございますので、その場合については、コンサルを重点的に入れながらというような、民間の手法の方法もありますし、今後まちづくりをしていくんだという意味のもとに、どうしたら実現できるかということと一緒に考えていこうと、そういう方向で、実現に向かって努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 時間がなくなってきまして、総合計画ですから、非常に内容がたくさんあるわけですけども。

もう一つ、あと市街地整備の問題と、それからいろいろあるわけでしょうけども、本市に住みたい、住み続けたいというまちづくりをするためにあるんですが、ある意味においては、今言った人口減少社会ですので、都市間競争とも言われております。

そこで、ここに掲げてある部分で、子育て世代あるいは高齢者に配慮したさまざまな施策を展開することによって人口減少の速度を抑制していきたいということがあるわけですね。この具体的な形の中で、特にこれからやはり若い人たちにやっぱり住んでいただかなくちゃいけない。子育て世代というのは、極めて重要になってくると思いますし、私もかつて質問させていただいたときに、おおざの保育園ができたときに、待機児童がゼロになった。太宰府としては、それを大いにアピールすべきじゃないかというようなことを言わせていただきました。今、厚生労働省の調査でも、待機児童というのは、最悪水準になっているということでございます。実際に厚生労働省の中では、2万6,275人という形で発表されてますけども、認可外保育所の方々も入れますと、約4万人近くになるんじゃないかという形で言われているわけですが、この子育て世代をどうやって太宰府市に呼び込むかということもまた一つの課題であると思うんですね。総合計画読んでもなかなかその辺が私もぴんとこない部分があるわけですが、

やはりこの子育て世代等に関しましては、やはり都市間競争の中で、1つは待機児童を今度新しい認可保育所ができるということで解消、ゼロになるということもあるかと思えますけども、それだけで済むかどうかという問題もあります。それにプラスアルファでいろんなことを考えていかなきゃいけませんし、にこにこプラン、次世代育成支援対策行動計画の今素案をいただいているんですが、その中に要するに認可外の保育所という形の中で、呼び方は届け出保育所というんですかね、そういうようなところも支援をしていきたいというようなことも書いてあるわけですが、そういったことも含めて、このアピールするもの、要するに特色のあるものを出すべきじゃないかなと思っているんですよ、総合計画の中に。次世代を見ればわかりますよという話になるかもわかりませんが、その辺はどうでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 健やかで安全に安心して暮らせるまちづくりで、子育て支援の推進ということも設けております。その中では、今おっしゃいましたように、ファミリー・サポート・センターでありますとか、病後児保育事業というような支援策も名称としては載せてきております。この中で、今後また今おっしゃいましたような具体的な施策が必要であればここに載せていくということも検討の余地はあると思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） やっぱりぜひお願いしたいと思います。これから総合計画審議会で議論なされていくことだと思っております。

もう一つ、土地利用の中で、西鉄二日市の操車場の跡地について、ここピンク色がついているわけですが、総括の中に、第四次総合計画の総括の中に、西鉄の開発計画や大規模集客施設立地ビジョン、地域マスタープランとの整合を図り、周辺を含めた整備構造づくりに着手する必要があるということで、これの実現可能性というのは、具体的にいつごろ、将来的な構想であるんですけど、私は都市計画プランの平成10年からこの色がついていたような感じがするわけですけども、見通してはどうなんですかね。ここのところの人口の張りつけはあるのか、ないのか、また、どういうようなものをつくろうとしているのか。これはピンク色ですから商業地域って形になるかと思うんですけども、その辺の計画がある程度わかれば、お答えいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） ご質問の地域は、第四次総合計画におきましても、住宅系ゾーンという部分で、第五次総合計画におきましても住宅ゾーンという位置づけは変わっておりませんで、現在、用途地域をどうするのかという部分で、都市計画審議会等、さまざまな形で意見をいただいている途中でございまして、今後その辺の用途のあり方については十分、今後の検討課題といたしますか、研究課題ということで今検討している段階でございまして。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 構想でいつまでも同じような内容の構想が、平成10年からずっと続い



ているというのもどうかという感じがしますので、やるならやるという形で、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ、北谷の地域について、これは準都市になりましたですね。準都市計画区域の指定ということになっているわけですが、3,000㎡以上の開発行為については、県知事許可を要することになったと。これは都市計画区域内に編入するという事は、第四次もたしか盛り込んであったと思うんですが、このゾーンの土地利用の構想を見ると、緑色になっとなですかね。今後のこの北谷地域の準都市区域についての考え方は、将来構想というのは、ほとんどこれ変わらないという形ですか、この図で見ると。中身は少し変わってくるんですかね。北谷・内山地域について。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 第五次総合計画におきましては、自然共生ゾーンという位置づけをさせていただいております。用途につきましては、先ほど議員さんご提言のとおり、準都市計画区域ということで指定をさせていただいております。3,000㎡以上は開発に許可が要りますよという位置づけで。用途につきましては、今後具体的には、地域の方々の意見を聞きながら、用途については今後検討していく。なお、筑紫野古賀線バイパスの建築計画、現在用地買収が進んでおりますので、それらの進捗を見ながら、用途の内容について、今後具体化していくという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） これが環境課から、火葬場の部分の覚書をいただきましてね、あの中に北谷地域についてのまちづくりについては、太宰府市の都市計画プランあるいは総合計画に沿ってやっていくということが覚書の中にあるわけですが、その都市計画プランあるいは総合計画ということでいくと、その中身は何なのかがよくわからないんです。要するに、用途地域の指定ということ、前は準都市計画区域というのはなかったんですけど、都市計画区域内に編入するという事で、第四次総合計画の中にはあったんですけど、新たにこの準都市指定という形で県のほうから出てきたということで、準都市指定にしたんですけども、具体的な形の中身がよく見えないんですね。その用途の指定ということは、どのような内容になっとなるのか。覚書の中には、都市計画プランあるいは総合計画に沿って、お互いにそれを尊重し合おうと、まちづくりの協議を進めていくということが書いてあるわけですが、私、これ見てもよくわからないんですが、具体的な町を想像する場合に、都市計画区域内にするのか、しないのか、あるいは準都市計画になったときに、3,000㎡以下のやつをどうするかとかという考えはあるんですか。都市計画プランで議論されているんですか、その詳細については。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 今現在は、準都市計画区域ということでございますが、特に規制というものはございません。ですので、今後、用途地域、筑紫野古賀線沿いですと、商業系がい

いのか、工業系がいいのか、住宅系がいいのか、宇美町との境も相当開発された部分もござい  
ます。どういった用途がいいのか、建築建ぺい率ですね、容積率等をどういった用途がいいの  
かを今後、ゾーン、北谷・内山地区含めてゾーンを決めていくのか、その辺を今後、あくまで  
用途という形で規制といいますかね、制限、ルールを決めていくということになると思いま  
す。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） そうすると、これから決めていくということですから、この構想図か  
ら若干変わる可能性もあると考えといていいんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 基本的には、宝満山山系、内山、北谷、約7haほどござい  
ますが、自然共生ゾーンという基本的な考えは変わりませんが、その中にやはり、県道筑紫野古賀  
線等が走りますので、その周辺を含めた用途がいかなるものがあるのか、その部分をやはり今  
後検討していく必要があるんじゃないかなというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ちょっとまだほかに聞きたいことがたくさんございますので。

先ほど、危機管理について、何らかの形で挿入をしていきたいということでございますの  
で、その内容については待ちたいと思っております。

ただ、いろいろこの危機管理というか、どこにどういう形になるのかということがあ  
るんですけども、いろいろな面において、非常に予知しないことがたくさん出てきてお  
ります。例えば、総務文教常任委員会でも質問があつておりましたけれども、IT機器の一元化、シンク  
ライアントシステムという形でサーバーに一元化すると。ここがもし何かあつたらどうするかと  
いう問題もありますし、それも危機管理の一つじゃないかなと思つておられますし、市長に1点  
だけお尋ねしたいんですが、今、民主党の代表選挙があつておられます、民主党の代表選挙が。  
明日かあさつてははっきりするんですが、小沢さんが非常に言つておらっしゃること  
で、一括交付金という、総理大臣になったら命をかけてでもやるとおっしゃつて  
いるんですね、一命をかけて。この一括交付金ということは、ひもつきの補助金を  
なくして、全部それをゼロにして、その総額の3割削つた7割を地方に財源を一括  
交付金として渡せば、地方がそれぞれ知恵を働かせながらやるんじゃないかと。  
子ども手当の財源もそこから出てくると。よく、国の一括、このひもつき補助金  
というのは、生活保護だとか、医療とか、介護だとか、なかなかそういった分  
において削れない内容になっているという反論もあるわけですけども、もしこ  
ういうような形に、実際に総理大臣になつて一括交付金でばんとひもつき補助金  
などなくして、その一括補助金の7割しか太宰府市に来なかつた場合は、ど  
のようなことを想定されてます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 一括交付金の問題、是か非かというふうなこと等についても、民主  
党政権になつたときに、質問の中でたしかあつたと思つています。私はそのときも  
お答えしましたけれど

も、本来は地方自治体の自由裁量によってまちづくりを行う、規制があるということそのものが制約がある、北海道で道をつくる、幅広い道は要らないわけです。豪雪地帯とここに住んでおる私どものところは違うわけです。必要な幅員さえあればいいというふうなこと、すべてが補助金の中で規制がかかり、それで基準が合わなければ問題がある。館でもそうです。玄関が、やれ建設部門と民生部門と複合的に建てたほうがいい場合があるんですね。教育部門と福祉部門。そのときでも、今までの場合によっては、玄関が別々でないとだめだとか、そういった形の制約がありました、中には。そういった部分をなくして、それがすべての国民の所得税から見ると無駄であるわけですから、どうしたら一番いいかは、地方が一番わかるわけです。そういった中におきましては、そのときも言いましたけども、一括交付金制度、ある意味では、すべて70%か80%、足切りなつてはいけませんけれども、そういった形の中での、やはり自由裁量で100%資金を地方に渡してもらって、そしてまちづくりに、あるいは市民に直結している地方自治体に任せてもらったほうが良いというような判断を持っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 私も市長と同じ考えでね、問題は3割削減するということに問題があるわけですよ、私。そうなったとき、市としての、やっぱり危機管理が問われてくるわけですので、明日の状況で本当にやるのかどうか、恐らくそんなことをやりよつたら、地方から総反発来るだろうと私は思っているんですけども。命をかけてもやるとおっしゃっているような話ですけどね、条件があるんですよ、100%じゃないんですよ、何%なんですよ。なかなか削られない部分で。

もう一つ、危機管理の中で、基本計画の中にこれ入れられないかなと思っているのが、私も議員になってですね、いつも相談を受ける部分が、開発業者とのトラブルですね。例えば、これも連歌屋でレオパレスを建てるときに請願も出されまして、全会一致で採択をされたんですけども、いろんな形でそういう開発業者と住民。今、特に、携帯電話の基地局の問題もいろんな形で電磁波という問題。太宰府も九電が変電所をつくる場所に、電磁波の問題でいろいろありました。いろんなことを見ますと、やっぱり不安要素がたくさん住民の方々にはあるわけですね。そういうデータもあるわけですし、そういうような記事もあるものですから。そのこと自体でまた不安になるわけです。ということで、ストレスがたまってきてよくないと。建つ前にどうかなりやせんかと私が言うわけですけども。

こういったトラブルをやはり解消していくということも、やっぱり安全で安心して暮らせるまちづくりにつながってくるんじゃないかと。これがどういう形がいいのかわかりませんが、篠栗町には、やっぱり安全・安心のまちづくりという形の中で、携帯電話の基地局をつくる場合の条件で、条例をつくっているんですね。それが一つの事業者、行政、市民をそれぞれのところに役割をつくってやっているわけですけども、それは電話基地局だけの問題じゃない、いろんなマンションだとか、そういう問題もこれから起きてくると思うんですが、この基本計画の中にどっかに入れられないかなと私は考えてはいるんですけども、前から起きるたん

びにそういうぐあいには思っているわけですが、これは総合計画の中に入れるべきものかどうか、ちょっとよくわからないんですが、ここの安全・安心のまちづくりのそういった部分のトラブルの解消を、何か条例制定みたいな形でできんのかなと思ったりしているし、総合計画の中に入れられるかどうかわかりませんが、これからはいろんな形でこれから起きてくると思います、そういうことは。過去もたくさん起きてます。どうでしょうかね。これ、総務部長かな、副市長。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいました事実といたしますか、事案は出てくるかなというふうを考えております。VDTというんですかね、電磁波の問題は、高圧線を含めていろいろと、最近の近代の課題として、地域の環境課題として出てくることは承知いたしております。それとまた、地域でのいろんな、トラブルまでいなくても、地域でのいろんな新しい問題に対する取り組み、解決方法として、この総合計画のいろんな施策の中ではちょっとどこか入るかなというのは、漠然としたところでございますけれども、安全・安心のまちづくりは、やはり協働のまちづくりということで、自治会制度、地域のことは地域で解決するというのも、一つ大きな目標にしておりますので、その辺との協力体制の中で、こういう課題に取り組んでいけたらなというふうになんか今考えております。項目としてどこかに入るかどうか、ちょっと今、即答は難しゅうございますけれども、やはり一緒になって取り組んでいかなければならない課題、新しい時代の、出てきた課題かなというふうになんか今考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 消費者問題については1項目掲げて、やっぱりいろんな形で相談に乗るといふようなことも書いてありますので、そういう部分もぜひ安全・安心のこれからのまちづくりの一つの大きな柱になっていくんじゃないかなと思っております。

時間がありませんので、最後にちょっとお尋ねしたいんですが、市長の昨日の答弁で、ちょっと私、気になったことがあるんですが、中林議員の質問で、南側アクセスの問題について、南側アクセス、九州国立博物館、高雄地域の南側、トンネルをつくるのに約50億円ぐらいかかるだろうという話がありまして、それは都市計画プランの中には、高雄の区画整理事業と一体化となって進めていくということが書いてあるんですけども、私、50億円という話を聞いて、総合計画の中にも何も入っていないし、もしそういうことを考えておらっしゃるとすれば、大きな論議の対象になるなというので、その辺のところ、この総合計画に全く入ってない部分があつて、そういうものがもし生きていけば、私はちょっと市の考え方を確かめときたいなど。3分しかありませんけど。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私どもはたくさんの方のいろんな構想、イメージを持っております、将来に向かって。それは何かといいますと、今は実現しなくても将来的に実現する、あるいは、いろんなメニュー化の中で、国のほうの支援策、あるいは民間の支援策もできないとは限らない。その

場合に、今こういった情報があった。今からそういった基本構想、計画をつくると間に合いません。国博のときに渋滞緩和をどうするかというふうな点から、今の南側アクセス、どこからでも国博に来館者が来られるような、また交通混雑しないような、そういった手法といいましょうか、そういった道路形態をつくっていかうと、そういったところから持ち上がっている部分でございます。これが1年、2年で解決できるというふうに思っておりません。私がかわろうと、かわらなくても、とにかく10年、20年かかったとしても、将来的には天満宮、国博は変わりません。これはなくなるということはありません。除却されることはありません。そういった中で、少しでも交通渋滞が緩和できるような道路形態の計画を持っておく必要があるというふうに思っております。そういった中で、いつ、こういった形でそれを達成できるかと。そしてまた、チャンスがそこに転がり込んだときに、チャンスがあったときに、機会を逃さず申請できるような腹案づくりはたえず、この南側アクセスに限らず、いろんな想定しての計画は持っておきたいと。その延長上に南側アクセスはあるというふうなことをご説明したような次第です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それは将来的な話で、いつになるかわからないということで、なかなか総合計画に書き込むのは難しいと、これ10年ですからね。そういうお話ということで理解させていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） もう最後でございますので、まじめにやります。

ただいま議長より許可がありましたので、本日最後の一般質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、通告どおり、防災対策についてお尋ねします。

平成22年度防災訓練が筑紫野市と合同で行われました。また、市では、防災として、大雨のときには迅速に対策本部を設けられ、そして消防署、消防団等と協力、連携し、頑張っており取り組んである姿には、当たり前と思われる方もあるかもしれませんが、私はいつも心から感謝をいたしております。

そこで今回は、今年も全国で7月中旬、活発な梅雨前線の影響により、西日本各地で集中豪雨が発生し、土砂災害や家屋浸水の被害をもたらしました。9月にはいよいよ台風とセットで、その被害の拡大が危惧されています。

そこで、お伺いしますが、太宰府市における河川のはんらんは大丈夫なのか。本年も何度か大雨のときに、鷺田川と御笠川の合流地に足を運び、見てまいりましたが、これ以上この雨が

続くと危険だと思う場面がありました。市の対策についてお伺いいたします。

続いて、土砂災害について。

原因の一つに、雨水の流れがスムーズにいけない箇所があるのではないかと。例えば、砂防ダム、側溝の詰まりとかが考えられると思いますが、その考えをお聞かせください。

次に、災害時に使われるコミュニティ無線は、目的どおりに活用されているのか。

そして最後に、平成22年度の初めに作成するとしていたハザードマップは現状どうなっているのか。なぜ、当初の目標より遅れているのかを伺って質問とし、再質問については自席にてさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 1項目めの異常気象による河川のはんらんにつきましてご回答申し上げます。

御笠川流域では、平成15年7月の大雨による河川のはんらんによる浸水被害が相次ぎ、また、土石流による土砂災害が発生するなど、甚大な被害が発生いたしました。これを受け、御笠川におきましては、災害防止のため、河川激甚対策特別緊急事業、河川災害復旧関連緊急事業、河川災害復旧助成事業によります災害対策事業が実施されました。これらの災害対策事業によりまして、河道掘削や橋梁、堰の改築等により河道が拡大され、平成15年7月19日と同規模の洪水を安全に流せる災害対策工事が行われました。

近年の地球温暖化などの影響による集中豪雨が懸念されている中で、県におきましては、御笠川については一応の改修工事が完了したということでございます。しかしながら、御笠川と鷲田川の合流点であります落合橋付近では、本年7月の集中豪雨におきまして、河川の水位上昇が顕著であり、本市では、治水安全度の向上を図るため、改修が必要な箇所の整備や将来計画に基づいた、さらなる河川改修が必要であると考えておりまして、今後も御笠川水系改修事業促進協議会を通じまして、御笠川の事業の整備促進につきまして、国、県に働きかけてまいります。

次に、土砂災害について、原因の一つに雨水の流れがスムーズにいけない箇所があるのではないかとということについてお答えいたします。

集中豪雨時には多量の雨水が流れ出し、しかも短時間に流れ出し、側溝へ流入し、御笠川へと流れていきます。雨水は、側溝や水路がごみ、また土砂等で埋まっていると、スムーズに下流へ流れていきません。その結果、道路が冠水し、雨水が住宅に流れ込み、浸水被害が発生いたします。被害をなくすには、側溝や水路の常日ごろの良好な維持管理が不可欠であることは言うまでもありません。そのため、例年、梅雨前には、災害予防のため、事前の重点箇所の側溝や水路の土砂撤去及び排水管にごみ等が入らないようにスクリーンの清掃を実施しており、今後におきましても、市民からの情報をいただきながら、側溝や水路のごみ及び土砂等の撤去を迅速に実施してまいります。

また、砂防ダムについてですが、下流側への土砂流出や土石流を防ぐダムであり、土砂が砂

防ダムにたまっている状態では機能いたしません、治山ダムにつきましては、山を守ることを目的としており、治山ダムに土砂がたまっても機能はいたします。平成22年1月から国分台で施工されていましたが8月末に完成いたしました、この治山ダムは、山側の土砂流出を防ぐことができるように、ダムの上流側に土砂だめが設けられております。今後、県へ要望する治山ダムにつきましては、地形の状況にもよりますが、できる限り土砂だめがある治山ダムを要望してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 次に、太宰府コミュニティ無線の活用方法につきましては、災害発生前からの防災情報や避難勧告、指示を含む避難関連情報などを必要に応じて放送いたしております。

また、公民館や共同利用施設に避難所が開設された場合、避難所との無線によります相互交信による情報伝達や、コミュニティ無線については、市内全局一斉放送に加えまして、四王寺、あるいは宝満のすそ野、あるいは御笠川上流、下流、小学校区、中学校区など、あらかじめグループ登録をいたしてございまして、グループ単位での放送も可能ですので、必要に応じて使い分けて使用をいたしてまいります。

次に、2項目めのハザードマップの作成につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づく警戒区域、特別警戒区域に関して、福岡県知事による指定公示が本年3月24日となったこと、また水防法に基づく御笠川に係る浸水想定区域に関して、福岡県知事による変更の公表が本年5月28日となったことなどにより、本年度の作成となったところでございます。作成次第、全世帯に配布することといたしてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） きちんとした回答をいただきまして、ありがとうございます。

一つは、河川のはんらんについてですが、今部長言われたように、そういう危険性がやっぱりあると思うんですね。それで、近年の最近の雨、多いところによると140mmとかということも聞いてます。やっぱり自然現象ですから、これまで雨量が最高ということはわからんわけですね。ですから、前もって、先ほど清水議員のほうからも危機管理という言葉がありましたけれども、いわゆる落合橋のところの一带が浸水するというのはもう過去2度ありましたし、やっぱりあってはならんことだというふうには私は思うんですね。ですから、そういう可能性があるんであれば、そういう先ほど言われた、県に申請していくということも最も大事とは思いますが、ある程度の水位に達したときにはですね、それを防げるような体制づくりができないものかということがあるんですね。近所には、今現状、あの土のうを直している部屋もありますけども、ある一定の水位に達すれば活動できるという、その水位はどれぐらいかわかりませ

んけども、そういう危険水域というか、ここまで来たときにはこういうことが、もう土のうを出すというようなですね、そこに置けるというような体制をつくるか、前もって置いとければ置いとくと。道幅の問題がありますから、どこでもかしこでも置いとくということはできないということはわかっておりますので、そういった体制はできないのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 御笠川につきましては、太宰府市は落合橋に監視地点ということで、県の砂防課のインターネットのほうにも載っておりますが、まずは安全ラインと水防の準備をするライン、あるいは避難をするラインという、その水位によってですね、そういう情報を得るようにしておりますし、また現在の落合橋のけたの下についていますその標示がちょっと古くなっているという分もありますので、今年新しくそういうものもつけるという予定もされております。

今後、土のうの準備も市のほうではしておりますし、やはりそういう情報を市民の方により早く正しい情報をいかに流して、次の行動をとっていくというのが非常に重要になってくると思いますので、その辺総務との連携も図りながらですね、対策とっていきたいというふうを考えます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 各校区自治協議会に防災組織もできているところもありますし、そういうところ等も連携をしながら、ぜひ災害のないように、落合橋の手前もそうですけども、むしろ通古賀の新しい区画整理をしたところ、ここははんらんとかないだろうと私も思いますし、安全だろうとは思いますが、あそこがやっぱりはんらんしてしまえばですね、相当の被害が出ると。そういうことはまずないようにですね、ぜひ危機管理を徹底をしていただきたいと、そのように思っております。

それと、続きまして側溝のいわゆるごみ、または砂等が入ってですね、そういう可能性があるんじゃないかという思いは、やはり少し雨が降ったときでも、一時的に大きく降ればですね、すぐ道路を走るという場面が幾つも見られるわけですね。特に大野城跡の土砂の質を見ましても砂質になってますので、すぐ流れやすいという、側溝にたまりやすいということがありますので、ぜひ、できたらですね、私が思うのは、太宰府市で年2回一斉清掃というのが設けられておりますので、その時期にこの地点はやっぱり側溝をですね、一遍点検をします。どれぐらいでこれがそういう状況になるのかということもですね、ぜひ市がリードをとってですね、やっていただきたいと。災害が起きてから、やはりあそこは詰まるとして、またごみがたまって、木切れが入って使えなかったというのがわかるようじゃあいかんと思いますので、もう今までそういう可能性を秘めてますし、そういう災害も起きてますので、ぜひ市がリードをとってですね、自治協議会あたり、自治会とよく連携をとって、側溝を一遍調べるといようなことができないものかどうかですね、それは大変な作業になるということは私もよくよくわ



かった上で言ってますけども、それによって少しでもやっぱりそういう問題が解決していけばですね、いいのではないかなと思っています。

それともう一点、先ほど国分のことを言われましたよね。治山ダムの件。これで大体今まで雨が降るたびに災害が出とった地域については、かなり安全性が保たれるというふうに思っ  
てよろしいでしょうか。その2点、お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 1点目につきましては、道路管理、水路関係のほうの建設経済部との関連がございますけども、自治会あるいは校区自治協議会において、一緒に連携しながら日ごろの点検をやるべきではないかというようなご提言ですので、そちらの分については、私のほうから少し回答したいと思います。

現在、自主防災組織も含めまして、ハザードマップの作成も準備進めております。全体的な危機管理みたいなのは当然行政が行いますけども、地域におけるいろいろな住民の安心感を得るようなコミュニティに関しましては、当然先ほど申しました校区自治協議会、自治会が必要になってまいりますので、現在、校区自治協議会に対しまして、そういう自主防災組織の再編成と、それと地域のハザードマップについては地域の中でですね、自分の住んでる地域に例えば災害の要援護者の方がおられないのかとか、おられた場合はだれがどんなふうに連携していくのかとか、あるいは避難する場合にどこに避難するのか、その避難経路はどういうふうな経路を使っていくのかというような取り組みを地域の方々と私どものほうの課と一緒にですね、やっていこうというような提案もしておりますので、そういう中で建設経済部のほうとどういところが地域の中で点検してもらったほうが一番確実なのかというようなところもピックアップしてもらいまして、行政と地域とで協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 国分の治山工事につきましては、あの水系では一番大きなまた堰堤を再度つくらせていただいて、太宰府市ではそれが初めてだと思いますが、治山の裏に土砂をためるですね、方式というの。砂防ダムは当然ためるための施設ですが、治山工事については初めてのそういう安全度を非常に高くする治山工事をしていただいておりますので、課題としては、その流末のですね、排水という部分で今鋭意用地、関係協議を進めておりますので、今後排水施設整備ができるよう努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ただいまそういう回答をいただきましたので、もうちょっと質問したかったんですけども、次に行きます。

コミュニティ無線の件ですけども、部長が言われることはよくもうそのとおりでと思うんで

すけども、実は先日、組長会においてですね、これは地域の問題ですけども、地域で夏祭りを実施する際に、コミュニティ無線を使って放送したと。それを聞いた人ということを経長さんに聞いてみると、だれひとり聞いてないと。聞こえなかったというのが実情だったんですよ。なぜかという原因はわかりません。それはボリュームを落としたりしたのか、どうなのか。これがもし災害時であればね、それこそ雨の音、いろんな音がする。ボリュームが小さかったから聞こえなかったではですね、何のためにつけたかわからん。それは本当家にいたかどうかわかりませんよ、組長さんが。しかし、全部の組長さんですから、1人か2人は聞いておいてしるべしと私は思うし、私も聞こえなかった、全然。こういうことがあったのでお聞きしたいと思ったんですよ。このボリュームをね、ボリュームは各自治会によって、各公民館によって扱えるようになっているんですか。これ扱えるようになったときには、その本当の災害のときに使えるかどうかということがわからんとですね、やはりそれは僕は扱うべきじゃないと思うんですね。これはある一定聞こえる範囲、聞こえるか聞こえないかということ調査した上で、このボリュームは扱ってはけませんというふうにしないと、災害のとき役に立たんですよ。急に行って、急にボリューム上げてするとか、せんとかという問題じゃあない。これは一番必要なのは、災害時に必要なためにつくったことなんで、それは近くにつけたところはうるさいかわかりませんが、そういう面はちょっときちんとしてもらわんと、後で聞こえなかったではですね、済まないと思いますので、その点いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） コミュニティ無線につきましては、わかりやすく言えば、2系統の放送の方法があります。先ほど福廣議員がおっしゃいましたように、公民館に設置してあるものについては、普通の拡声放送装置と同じように、アンプに基づいてマイクで放送できるという一つ、もう一つは、先ほど報告しましたように、無線で遠隔操作でできる分がございます。これは今現在市のほうに基地局を1基と、消防署のほうにも1基置いております。それでは無線を使いまして、遠隔操作で、先ほど言いましたグループ分けとか、あるいはボリュームの操作とかということができるようになっております。

今ご指摘の地元って言われましたので水城台だろうと思いますけども、昨年、聞こえないという、公民館のほうの下にあって聞こえないというようなこともありましたので、ゲートボール公園のほうに1基増設をいたしております。それでもなお聞こえないということでございますので、その件については、もう一度現地のほうをですね、確認させて、再調査をさせたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 水城台だけのことであればいいんですよ、別にね。区の中でちゃんとやればいいことですから。よそでもこういうことがね、あっていたんじゃあですね、私はいけないので、あえて言っているだけでございますので、余り水城台ばかり責めてもらっても困

るんですけども、それは中でそういう調整はされるのであればですね。しかし、今言われたように、市役所から一斉放送の場合は違うということだと思います。

はい、わかりました。

じゃあ、先ほど県の遅れでハザードマップが遅れたということですが、その各自治会によってまたハザードマップ的なものをつくるように指示してあるというお答えでしたよね。ですね。でしたよね。あれ違うんですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど申しましたように、ハザードマップにつきましては、土砂災害防止法に基づきます特別警戒区域と警戒区域の区域指定の関係と、御笠川の浸水区域の想定が出ておりますので、もし御笠川がはんらんした場合の想定浸水がどこにあるのかということ、それと避難所と、それと共通的な気象の関係ですね、どういうものが警報であるとか、あるいは非常の場合については、サイレン吹鳴はどのような吹鳴を鳴らすとかですね、そういう基本的なハザードマップを行政で作成し、全戸配布する予定にいたしております。

先ほど申しました地域でつくるといのは、地域の中でいろいろな特色といいますかね、状況が違います。避難路にしてもですね、大きな道路を避難すればいいって問題でなくて、そこはここが危ないとか、いろいろな危険箇所等を迂回しながら避難するというようなのは当然地域でやりますので、地域でつくるといハザードマップについては、どのくらいの範囲、区域でつくるといのは今はちょっと研究中でございます。そういうものは地元と一緒につくっていききたいということで、行政がつくる分については、先ほど言いました部分です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） じゃあ、地域におけるそういうものは、今現状としては進めている段階で、まだそれができたところは少ないというふうな理解でよろしいですか。

わかりました。

何で今回この防災対策についてやったかといいますと、やはり最近の全国の例を見るときに、悲惨なやはり災害が多いという、そして地球温暖化による影響と思われるような局地的な大雨がですね、降ると。太宰府の場合は、やはり土砂災害というのがですね、近年にもあっているし、人の大事な命もなくなってますし、そういう面からして、やはり危機管理というものですね、必要になるというふうに強く思ってますので、ぜひ大変なお仕事とは思いますが、その万難を排してですね、安全を確保してほしいということを訴えて、私の一般質問とします。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、9月22日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時24分

~~~~~ ○ ~~~~~